

山元町公共施設等総合管理計画  
改訂版

令和4年2月

山 元 町

# 目次

序章	はじめに	1
1	目的	1
2	計画の対象範囲	2
(1)	対象範囲	2
(2)	施設の単位	3
(3)	作成にあたっての情報収集方法	3
(4)	対象数	3
3	計画期間	3
第1章	人口などの現況と将来の見通し	4
1	山元町の概要	4
2	人口の推移と今後の見通し	4
(1)	人口の推移	4
(2)	将来人口の推計	7
3	歳入歳出の推移と財源の見込み	9
(1)	歳入の状況	9
(2)	歳出の状況	10
(3)	財政指標の状況	11
第2章	公共施設等の現状	15
1	建築系公共施設の現状	15
(1)	公共施設等の保有状況	15
(2)	一人当たりの公共施設の延床面積	18
(3)	類似団体一人当たりの公共施設の延床面積	19
2	建築、整備年代別の状況	21
(1)	建築系公共施設（ハコモノ）の状況	21
(2)	経過年数の状況	22
(3)	耐震改修の現況	23
(4)	土木系公共施設（インフラ）の状況	25
第3章	公共施設の維持管理・更新などに係る中長期的な経費の見込みなど	29
1	公共施設の維持管理・更新などに係る費用算定	29
(1)	大規模改造・長寿命化改修・改築の考え方	30
(2)	将来費用の総額	31
2	インフラ資産の維持管理・更新などに係る費用算定	32
(1)	インフラ資産の更新の考え方	32
(2)	将来費用の総額	33

3	公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の総額	34
	(1) 充当可能財源の検討	34
	(2) 将来費用と充当可能財源の乖離	34
第4章	公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針	35
1	現状や課題に関する基本認識	35
	(1) 人口減少時代、少子高齢化への対応	35
	(2) 財政状況への対応	35
	(3) 公共施設の大規模改造・長寿命化改修などへの対応	35
2	公共施設等の管理に関する基本的な方針	37
	(1) 点検・診断などの実施方針	39
	(2) 維持管理・修繕・更新などの実施方針	40
	(3) 安全確保の実施方針	41
	(4) 耐震化の実施方針	41
	(5) 長寿命化の実施方針	42
	(6) 複合化・集約化や統廃合の推進方針	42
	(7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	44
3	施設類型毎の管理に関する基本的な方針	45
	(1) 公共施設（ハコモノ施設）	45
	(2) インフラ資産	47
4	計画の推進のための方針	48
	(1) 全庁的な取り組み体制の構築	48
	(2) 情報管理・共有のあり方	48
5	フォローアップの実施方針	49



# 序章 はじめに

## 1 目的

わが国の人口が減少する時代を迎え、多くの地方都市においても、人口減少や少子・高齢化の進行などによる社会構造や住民ニーズが大きく変化しています。さらに、高度経済成長期に整備されてきた公共施設は、老朽化・耐震性不足に伴う施設の改修や更新という大きな変革時期が到来しようとしています。

また、社会保障などの義務的経費の増大に伴い町の財政も厳しい状況にあり、今後においても少子・高齢化による生産年齢人口の減少に伴う税収不足が懸念されています。そのため、公共施設の維持管理にあたっては、これまでのような取り組みを抜本的に見直し、その方針を大きく転換させる必要があります。

このような状況の中、平成26年4月、総務省は全国の地方公共団体に対し、「公共施設等総合管理計画の策定」を要請しています。

本町においても、少子・高齢化などの進行による町の構造変化と、段階的な地方交付税の減少を背景に、老朽化した公共施設等の維持管理経費の増加及び再生と利活用が課題となっていたことから、平成29年3月に「山元町公共施設等総合管理計画」を策定して、町が保有・管理する公共施設の調査・分析と、中長期的なメンテナンスサイクルの構築、トータルコストの縮減と予算の平準化や、施設の再配置や統廃合、複合化及びさらなる有効活用、民間活力の活用、管理経費の削減など公共施設の再生、最適化を図ることとしています。

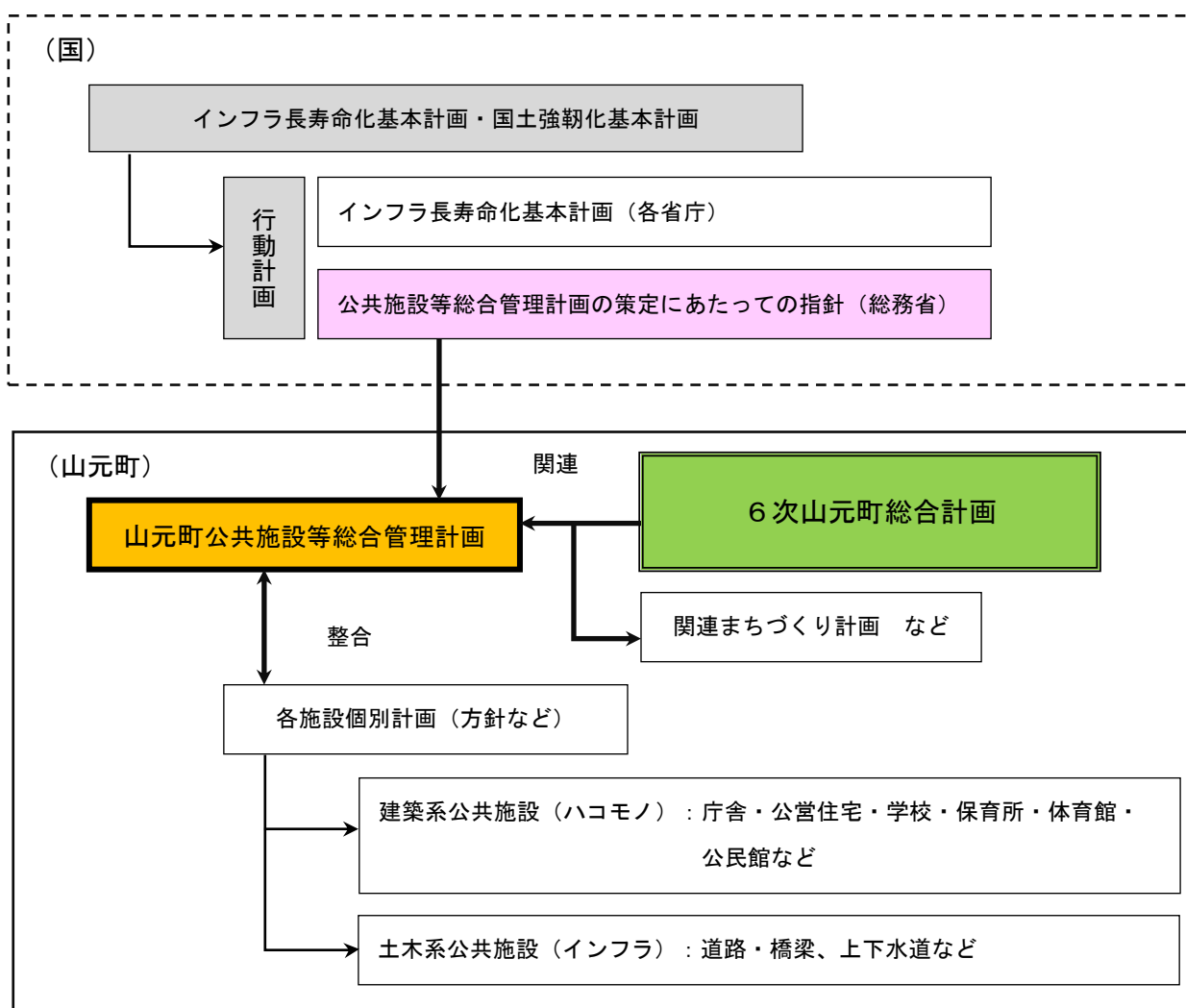
その後も、震災復興に向けた公共施設整備などが進められる一方で、より具体的な公共施設マネジメントの方針を定める「個別施設計画」を策定することとなったことから、これに合わせて公共施設等総合管理計画についても見直しを行うこととしました。

## 2 計画の対象範囲

### (1) 対象範囲

本計画の対象施設は、山元町が保有・管理する公共施設のうち、以下のような建築系の公共施設（ハコモノ）と土木系の公共施設（インフラ）とします。

- ① 建築系公共施設（ハコモノ）
- ② 土木系公共施設（インフラ）



## (2) 施設の単位

公共施設の分類・整理は、一つの施設で、棟別に数棟に区分される場合があります。

(例えば、〇〇小学校の校舎、体育館など)

施設の集計単位は、施設ごとの棟別として、調査及び情報内容を整理しました。

## (3) 作成にあたっての情報収集方法

個別施設計画などにおいて把握・整理されたデータを基に、町内の建築物に関する台帳及び施設管理システムなどの資料及び庁内各課に対するヒアリング調査などの回答結果に基づき、情報の収集整理を行いました。

## (4) 対象数

### ① 建築系公共施設

- ・ 建築系公共施設建物総数 585 棟

### ② 土木系公共施設

- ・ 道路面積 1,981,881 m<sup>2</sup>  
(一般道路：1,701,340 m<sup>2</sup>、自転車歩行者専用道路：16,709 m<sup>2</sup>、農道：263,832 m<sup>2</sup>)
- ・ 橋梁 240 橋
- ・ 上水道延長 254,797 m
- ・ 下水道延長 91,920 m

## 3 計画期間



本計画の期間は、令和3年度(2021年度)～令和12年度(2030年度)までの10年間とします。

また、公共施設の寿命が数十年に及び、中長期的な視点が不可欠であり、将来の公共施設の更新などに必要な経費の見通しについては、令和3年度(2021年度)から令和42年度(2060年度)までの40年間の将来推計に基づき策定しています。

なお、本計画は、財政状況や制度変更、社会情勢の変化などを踏まえて、必要に応じ適宜見直しを行います。

# 第1章 人口などの現況と将来の見通し

## 1 山元町の概要

本町は、宮城県の最東南端に位置しています。東は直線的な砂丘海岸となって仙台湾に面し、西は阿武隈山地の北端をなす丘陵地帯が南北に連互して角田市に接し、南は福島県と境し、北は亘理町と続いています。丘陵は標高200メートル～300メートルの山地で、北部は狭く南部が広がっており、山麓部は傾斜をなして東部の平坦地へ延び、山地と海岸の間に南北に耕地が広々と展開しています。

交通網については、町を南北に国道6号、常磐自動車道、JR常磐線が縦貫しています。

太平洋岸に位置する本町は、平成23年3月11日の東日本大震災における未曾有の被害から、復興に向けた取り組みを進める途上にあり、今後も、復旧・復興の視点も合わせ、公共施設の適切な管理を進めていく必要があります。

## 2 人口の推移と今後の見通し

### (1) 人口の推移

本町の人口・世帯数の状況を国勢調査結果からみると、人口については平成7年、世帯数については平成17年をピークに、それぞれ減少傾向に転じています。特に、平成23年の東日本大震災以降は、人口・世帯数ともに大幅に減少しましたが、その後の復興事業の進展などあって、国勢調査によると、令和2年には人口は12,046人、世帯数4,541世帯で、1世帯あたり人員は2.65人となっており、人口では微減していますが、世帯数は増加傾向を見せています。

また、年齢別の人口構成からは、本町においても少子高齢化が進んでいる様子があらわれています。

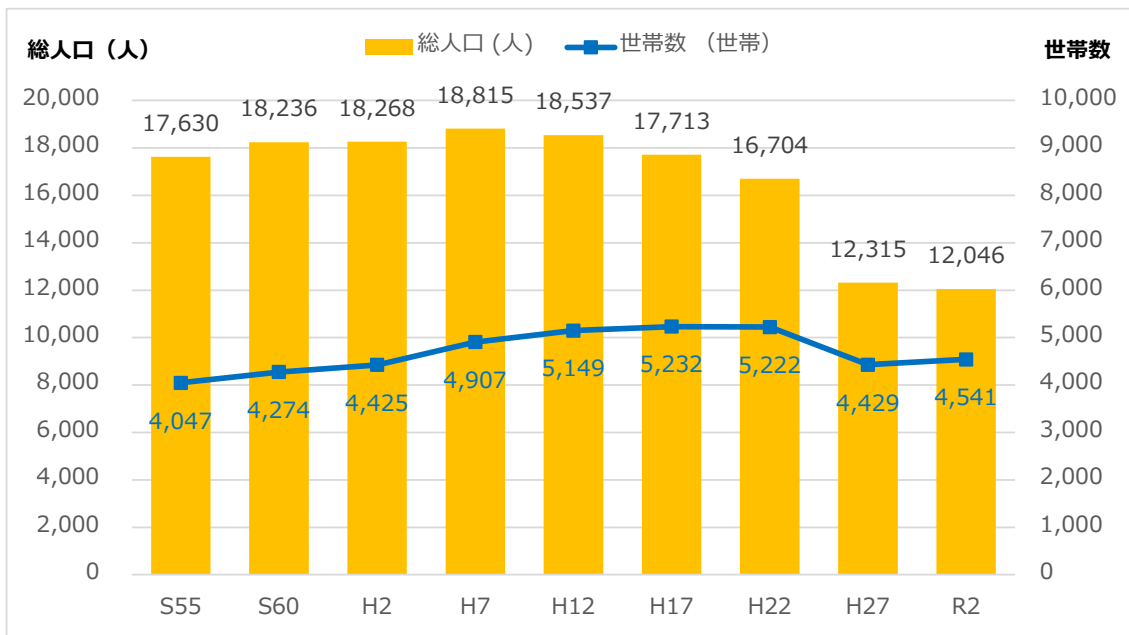


表一人口・世帯数の推移

年度	西暦	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯あたり 人員(人)
昭和55年	1980年	17,630	4,047	4.36
昭和60年	1985年	18,236	4,274	4.27
平成2年	1990年	18,268	4,425	4.13
平成7年	1995年	18,815	4,907	3.83
平成12年	2000年	18,537	5,149	3.60
平成17年	2005年	17,713	5,232	3.39
平成22年	2010年	16,704	5,222	3.20
平成27年	2015年	12,315	4,429	2.78
令和2年	2020年	12,046	4,541	2.65

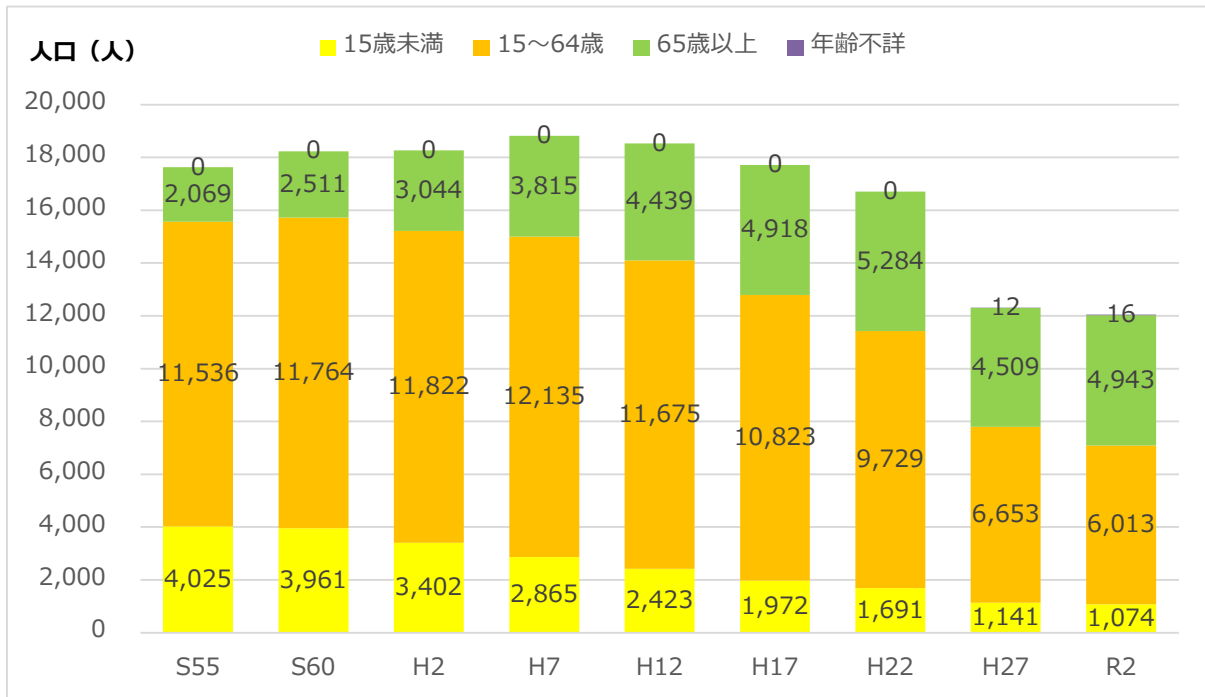
資料：国勢調査

図一人口・世帯数の推移



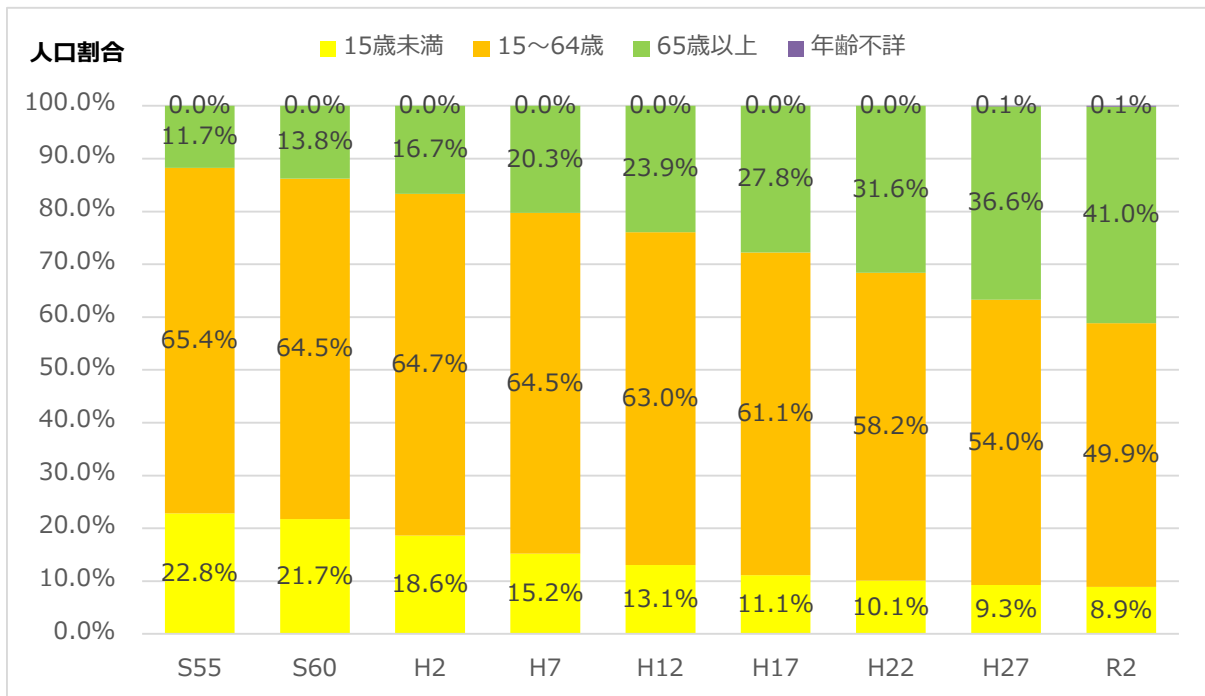
資料：国勢調査

図一年齢3区分別人口の推移



資料：国勢調査

図一年齢3区分別人口構成比の推移



資料：国勢調査

## (2) 将来人口の推計

本町の将来人口については、令和2年度に策定された「山元町地方創生総合戦略の人口ビジョン」の人口推計値によると、独自の移動人口などの仮定値を設定して、令和42年の人口を6,443人と想定しています。

また、年齢3区分別の人口構成では、高齢者（65歳以上）の割合がやや増加、生産年齢人口（15～64歳）と年少人口（15歳未満）の割合は減少するものと想定しています。

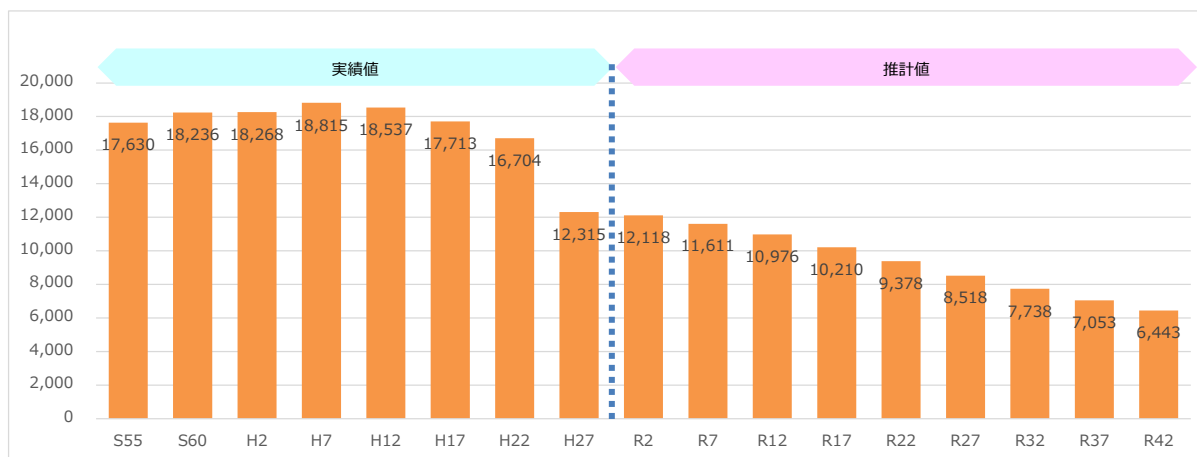
表－将来人口推計

	年	平成	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和	令和
		27年	2年	7年	12年	17年	22年	27年	32年	37年	42年
		2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
実数	総数	12,315	12,118	11,611	10,976	10,210	9,378	8,518	7,738	7,053	6,443
	15歳未満	1,141	1,029	944	887	814	746	671	591	516	462
	15～64歳	6,655	6,161	5,662	5,256	4,885	4,350	3,860	3,401	2,953	2,620
	65歳以上	4,519	4,928	5,005	4,833	4,511	4,282	3,987	3,746	3,584	3,361
構成比	総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	15歳未満	9.3%	8.5%	8.1%	8.1%	8.0%	8.0%	7.9%	7.6%	7.3%	7.2%
	15～64歳	54.0%	50.8%	48.8%	47.9%	47.8%	46.4%	45.3%	44.0%	41.9%	40.7%
	65歳以上	36.7%	40.7%	43.1%	44.0%	44.2%	45.7%	46.8%	48.4%	50.8%	52.2%

※資料：山元町人口ビジョン、平成27年までは実績値。令和2年以降は推計値。

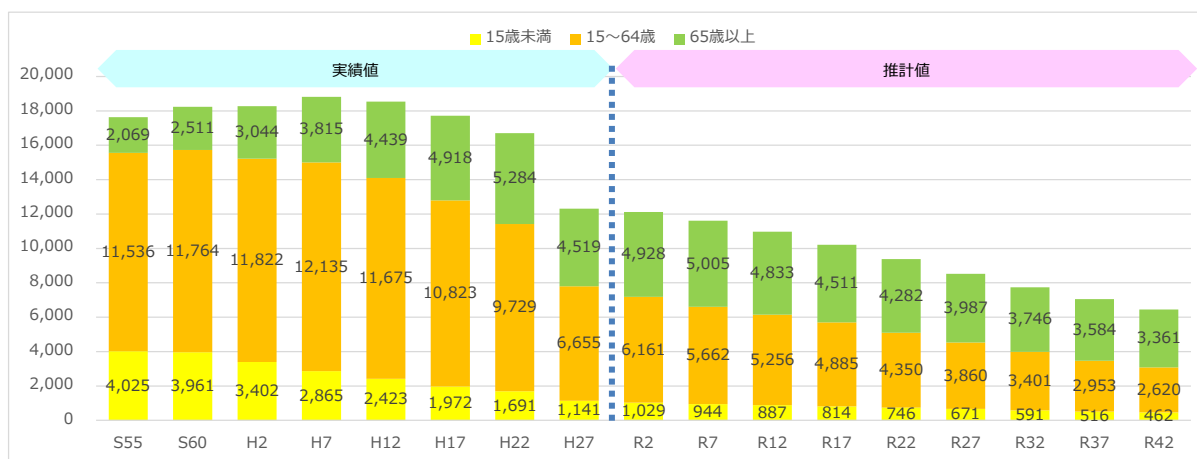
※端数処理の関係で、内訳の合計と総数値が一致しないことがあります。

図一将来人口推計（総人口）



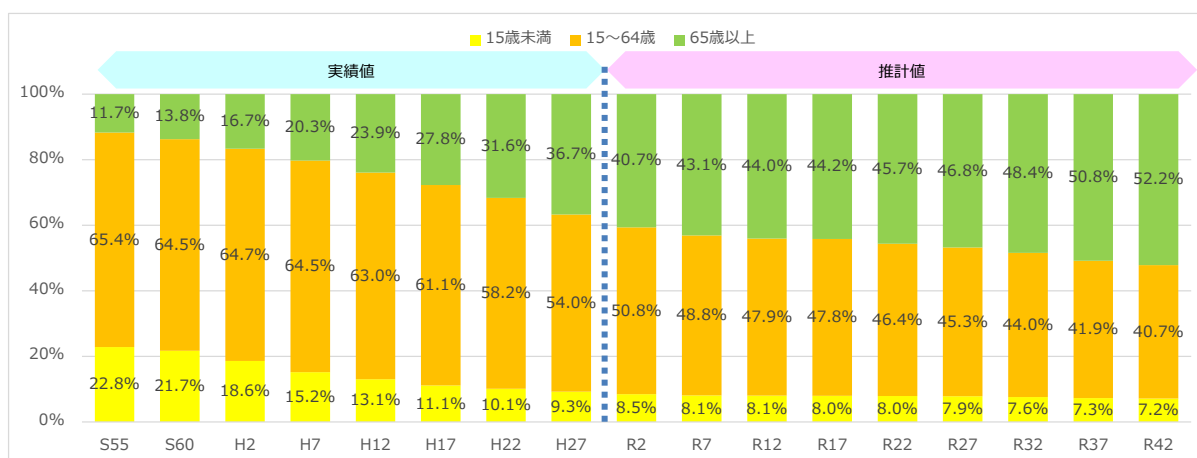
資料：山元町人口ビジョン

図一将来人口推計（年齢3区分人口）



資料：山元町人口ビジョン

図一将来人口推計（人口割合）



資料：山元町人口ビジョン

### 3 歳入歳出の推移と財源の見込み

#### (1) 歳入の状況

令和元年度の歳入は約 130 億円であり、平成 23 年の東日本大震災以降大幅に増大していた復興関連を主とした予算規模が縮小してきています。

地方税は概ね 10 億円台での推移が続いており、令和元年度には約 13 億円となっています。復興関連の財源が減少していくなかで、今後は、生産年齢人口の減少に伴い、主たる財源である地方税の確保が難しくなることも懸念されます。

表一 歳入の推移

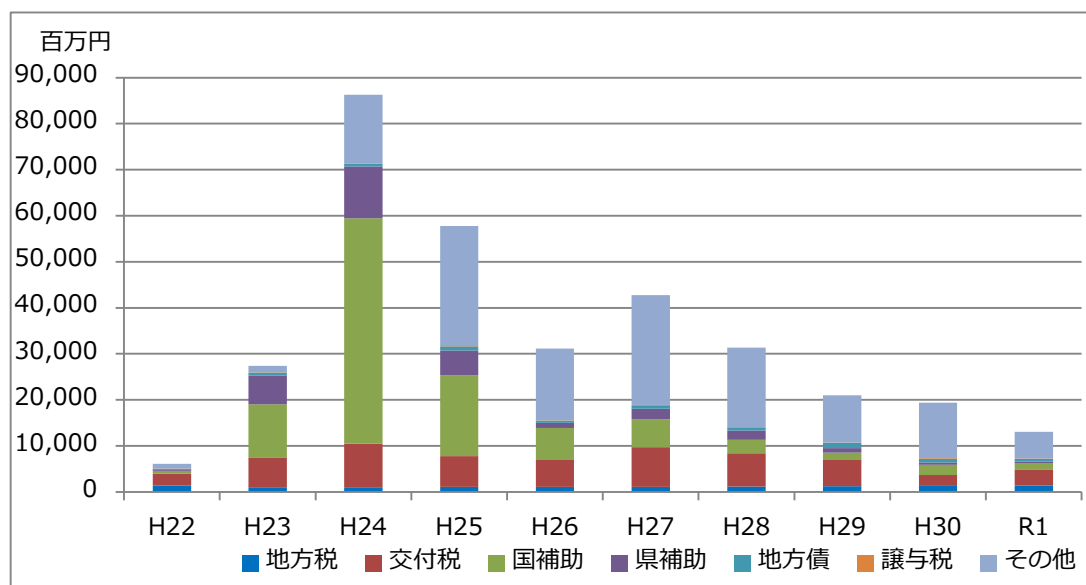
(単位：百万円)

年度	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
地方税	1,340	903	914	1,072	1,057	1,107	1,150	1,208	1,313	1,336
交付税	2,604	6,583	9,551	6,676	5,861	8,624	7,215	5,872	2,324	3,461
国補助	620	11,534	49,008	17,644	6,959	6,056	2,978	1,443	2,227	1,361
県補助	343	6,301	11,207	5,319	1,106	2,255	1,984	980	523	436
地方債	20	585	603	904	519	758	707	1,099	856	592
譲与税	103	100	94	94	89	93	74	77	82	82
その他	1,084	1,406	14,893	26,032	15,536	23,827	17,212	10,286	12,091	5,751
歳入計	6,114	27,413	86,269	57,740	31,128	42,721	31,320	20,966	19,416	13,020

資料：平成22年度～令和元年度 地方財政状況調査関係資料 市町村別決算状況調（総務省）  
 ※端数処理の関係で、内訳の合計と総数値が一致しないことがあります。

図一 歳入の推移

(単位：百万円)



## (2) 歳出の状況

令和元年度の歳出は約 114 億円となっています。普通建設事業費の占める割合が高くなっています。今後は、高齢化など人口構造の変化による社会保障関連などの歳出拡大も懸念されます。

表一 歳出の推移

(単位：百万円)

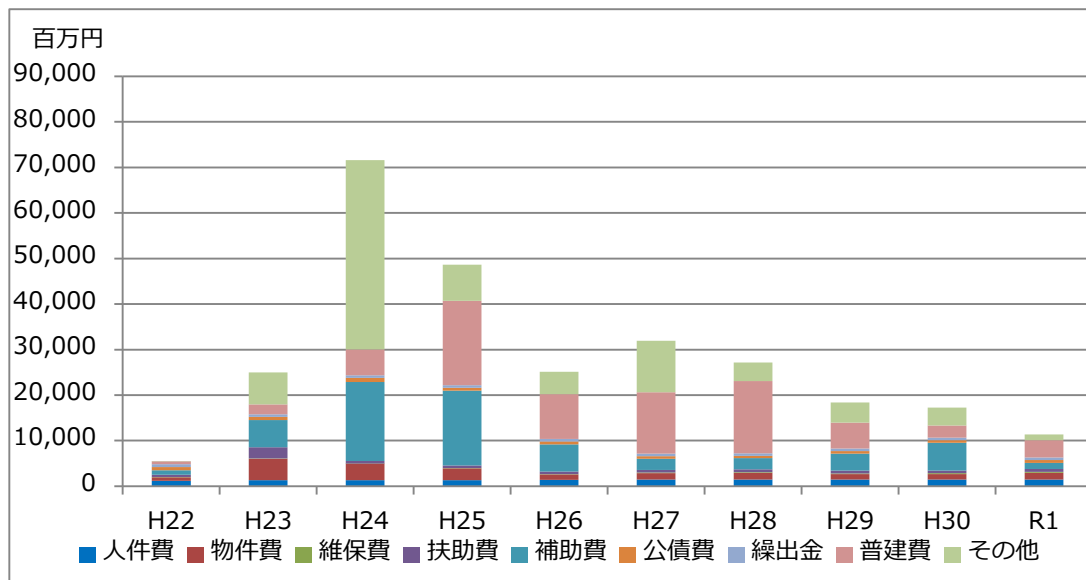
年度	平成22年 (2010)	平成23年 (2011)	平成24年 (2012)	平成25年 (2013)	平成26年 (2014)	平成27年 (2015)	平成28年 (2016)	平成29年 (2017)	平成30年 (2018)	令和元年 (2019)
人件費	1,194	1,338	1,292	1,317	1,389	1,433	1,450	1,426	1,425	1,481
物件費	723	4,708	3,641	2,573	1,169	1,450	1,496	1,198	1,235	1,481
維持費	107	77	64	98	82	130	137	186	182	195
扶助費	518	2,398	513	531	559	553	629	625	586	631
補助費	930	5,965	17,340	16,479	6,010	2,479	2,444	3,691	6,106	1,351
公債費	756	737	943	617	576	550	527	562	550	568
繰出金	576	530	576	587	583	544	544	547	543	585
普建費	635	2,181	5,694	18,504	9,849	13,497	15,873	5,732	2,696	3,809
その他	46	7,016	41,554	7,937	4,892	11,330	4,075	4,420	3,923	1,286
歳出計	5,486	24,950	71,617	48,642	25,109	31,964	27,176	18,389	17,244	11,387

資料：平成22年度～令和元年度 地方財政状況調査関係資料 市町村別決算状況調（総務省）

※端数処理の関係で、内訳の合計と総数値が一致しないことがあります。

図一 歳出の推移

(単位：百万円)



### (3) 財政指標の状況

平成 22～令和元年度地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）による本町の財政指標については下表のとおりです。

表一 財政指標の推移

		平成22 (2010)年	平成23 (2011)年	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年	平成30 (2018)年	令和元年 (2019)年
財政力 指数	山元町	0.38	0.36	0.35	0.34	0.35	0.35	0.35	0.35	0.37	0.38
	宮城県平均	0.53	0.51	0.49	0.50	0.51	0.52	0.53	0.53	0.54	0.55
経常収支 比率	山元町	90.9	90.8	94.6	90.3	95.7	86.0	95.0	94.4	95.0	95.0
	宮城県平均	90.6	95.8	93.0	93.2	94.1	92.2	95.2	95.6	95.8	97.0
実質公債費 比率	山元町	14.6	13.9	14.7	15.3	14.7	13.6	11.9	12.1	10.6	9.9
	宮城県平均	12.4	11.9	11.4	11.1	10.4	9.4	8.8	7.8	7.1	6.4
将来負担 比率	山元町	65.8	39.4	-	-	-	-	-	-	-	-
	宮城県平均	108.0	94.8	76.4	67.9	62.6	57.0	49.8	46.8	37.8	33.1

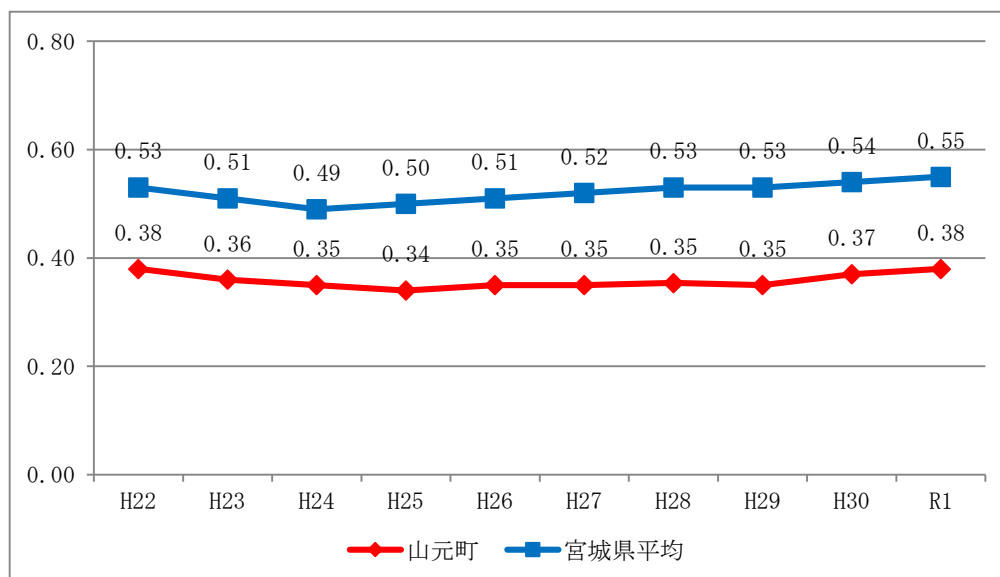
資料：地方財政状況調査関係資料 地方公共団体の主要財政指標一覧（総務省）

充当可能財源などが将来負担額を上回っている場合は「-」を表示しています。

#### ① 財政力指数

財政力指数は近年、横ばい傾向での推移が続いています。また、県平均値を下回る水準です。

図一 財政力指数の推移



◇財政力指数とは・・・地方公共団体が自力に必要な財源をどのくらい調達できるか示しており、この数値が高いほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえます。「1」を超えると地方交付税が交付されない団体（不交付団体）となります。

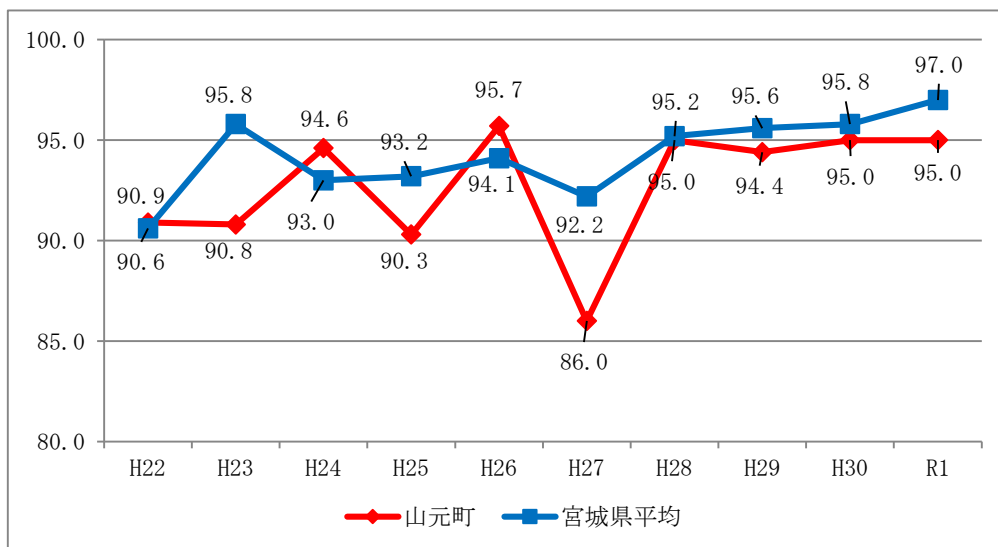
毎年度の地方交付税（普通交付税）の算定に用いる「基準財政収入額（標準的に収入されるであろうと算定された地方税などの額）」を「基準財政需要額（標準的な行政運営を行うために必要であると算定された経費の額）」で除して得た数値の過去3カ年の平均値です。

## ②経常収支比率

平成22年度以降の動向としては、上昇・下降を繰り返しつつ、徐々に上昇しており、概ね90%台での推移です。県平均値との比較では、概ね同等となっていました。近年は県の値を下回ることが続いています。

図一 経常収支比率の推移

(単位：%)



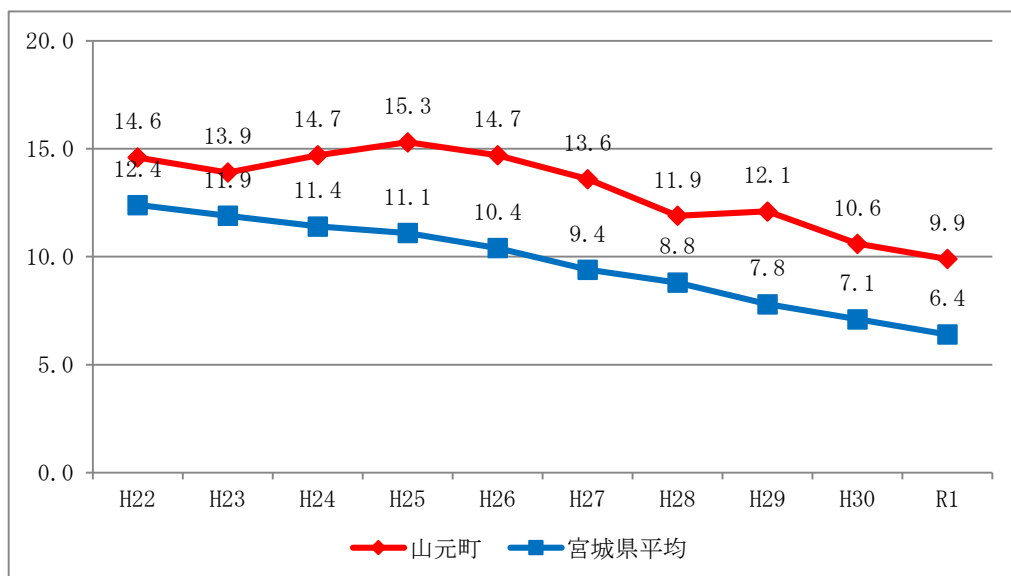
◇経常収支比率とは・・・人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）に対して、地方税や普通交付税など毎年度経常的に収入される一般財源がどの程度使われているかを示す割合です。財政構造の弾力性を示す指標で、この比率が高いほど、普通建設事業費などの臨時的な経費に使うことができる財源に余裕がなく、財政構造の硬直化が進んでいることとなります。



### ③実質公債費比率

早期健全化基準の25%を下回り健全な状況であり、県平均値はやや上回るものの、近年は減少傾向を見せています。

図一実質公債費比率の推移 (単位：%)



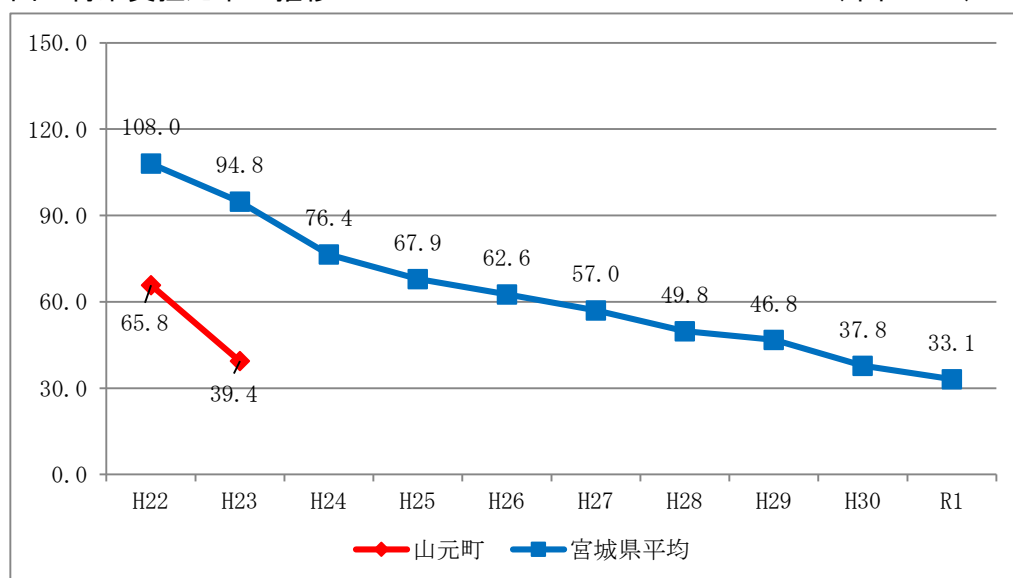
◇実質公債費比率とは・・・一般会計などが負担する借入金の返済額及びこれに準ずる額（特別会計や企業会計、一部事務組合への繰出金・負担金のうち借入金の返済に使われた額など）の大きさを指標化したものです。  
元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率で、資金繰りの危険度を示します。この比率が18%以上になると町債の発行に県の許可が必要になり、また25%以上になると町債の発行の一部が制限されることとなります。

#### ④将来負担比率

県平均値を下回っており、平成24年度以降は充当可能財源などが将来負担額を上回ることが常態化していることから、極めて健全な状況といえます。

今後も起債の抑制に努め、適正規模の財政調整基金を確保するなど、将来の財政需要に備える必要があります。

図一 将来負担比率の推移 (単位：%)



◇将来負担比率とは・・・一般会計などが負担する借入金や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化したもの。将来的に支出しなければならない実質的な財政負担の標準財政規模に対する比率で、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示しています。

## 第2章 公共施設等の現状

### 1 建築系公共施設の現状

#### (1) 公共施設等の保有状況

##### ①施設所管課へのヒアリング調査

データ収集にあたり、台帳及び施設管理システムなどの資料の活用、及び各施設所管課に対してヒアリングシートを用いて、公共施設の現況及び施設の利用・収支状況などの調査を行い、資料収集とデータの整理を行いました。

##### ②対象施設の用途区分

本町の対象施設の用途区分については、下表のとおりです。

表一 公共施設の用途区分

No.	施設の用途	対象施設
1	町民文化系施設	大平生活センター、山寺生活センター、山下生活センター、久保間生活改善センター、中山区民会館、合戦原学堂、八手庭多目的センター、高瀬多目的センター、中央公民館、勤労青少年ホーム、防災拠点・坂元地域交流センター、防災拠点・山下地域交流センター
2	社会教育系施設	歴史民俗資料館、ふるさと伝承館、震災遺構中浜小学校、大條家、文化財収蔵庫、文化財整理作業棟
3	スポーツ・レクリエーション系施設	町民グラウンド、深山山麓少年の森、体育文化センター
4	産業系施設	合戦原仮設商工施設、真庭地区仮設商工施設、浅生原地区仮設商工施設、磯地区仮設商工施設、いちご第1団地、いちご第2団地、いちご第3団地、いちご第4団地、乾燥調整施設、園芸作業用施設（いそはま分）、園芸作物用パイプハウス、園芸作物用出荷調整貯蔵施設、水産物荷捌き所、共同利用漁具倉庫、第2共同利用漁具倉庫、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」
5	学校教育系施設	山下小学校、山下第一小学校、坂元小学校、山下第二小学校、山元中学校（旧山下中学校）、（旧）坂元中学校
6	子育て支援施設	つばめの杜保育所、こどもセンター、坂元小学校児童クラブ、山下小学校児童クラブ
7	保健・福祉施設	デイサービスセンター「知楽荘」、老人憩の家、いきいきサロンやまもと、横山老人憩の家、小平老人憩の家、町区老人憩の家、上平老人憩の家、共同作業所、保健センター
8	行政系施設	役場庁舎、八手庭消防ポンプ置場、横山消防ポンプ置場、大平消防ポンプ置場、小平消防ポンプ置場、鷲足消防ポンプ置場、山寺消防ポンプ置場、山下消防ポンプ置場、山下消防自動車置場、浅生原消防ポンプ置場、高瀬消防団物置、合戦原消防ポンプ置場、（旧）花釜消防ポンプ置場、真庭消防ポンプ置場、久保間消防ポンプ置場、中山消防ポンプ置場、下郷消防ポンプ置場、町消防自動車置場、上平消防ポンプ置場、花釜地区消防ポンプ置場、牛橋消防ポンプ置場
9	公営住宅	つばめの杜東集会所、つばめの杜西集会所、町営桜塚集会所、合戦原住宅、桜田住宅、寺前住宅、藤田住宅、名生東住宅、町東住宅、桜塚住宅、道合住宅、つばめの杜住宅
10	公園	牛橋公園、牛橋避難丘公園、山下遊園、磯崎山公園、久保間農村公園（上郷の里）、小平農村公園、真庭農村公園、つばめの杜中央公園、つばめの杜西公園、坂元駅前広場バスシェルター、坂元駅前広場休憩所、山下駅前公園、山下駅前広場バスシェルター、山下駅前広場休憩所、花釜避難丘公園、笠野避難丘公園、合戦原古墳公園、町東公園、坂元駅前自転車シェルター、山下駅前広場自転車シェルター
11	供給処理施設	横山ポンプ室、大平配水池、小平ポンプ室、山寺配水池、山下第1ポンプ室、真庭送水ポンプ室、中山送水ポンプ室、坂元第1ポンプ室、坂元配水池浄水制御室、坂元第2ポンプ室、山下第2ポンプ室、浅生原ポンプ室、高瀬ポンプ室、磯ポンプ室、高瀬増圧ポンプ、上平増圧ポンプ、浅生原増圧ポンプ、真庭増圧ポンプ、作田山水処理場、旧坂元処理場、上平処理場、山元浄化センター、磯処理場
12	その他の施設	大谷地排水機場、谷地排水機場、花釜第2排水機場、横須賀排水機場、牛橋排水機場、矢来排水機場

### ③用途別公共施設の保有状況

本町の一般会計における既存公共施設は138施設、585棟であり、延床面積の合計は約35.1万㎡で、前計画における453棟、約8.2万㎡に比して、大きく乖離するものとなっています。

これは、前計画策定時に「既に老朽化が進んで廃止を前提とした施設」や「近い将来、払い下げなどを行うことにより、町が管理する公共施設では無くなる施設」などを除外したことによるものですが、その後の調整などが進まなかったことから、本計画においては、令和2年度末（令和3年3月末）時点で町が保有する施設をすべて計上したことによるものです。

延床面積の内訳は、産業系施設が69.7%、公営住宅が11.0%、学校教育系施設が10.0%などです。

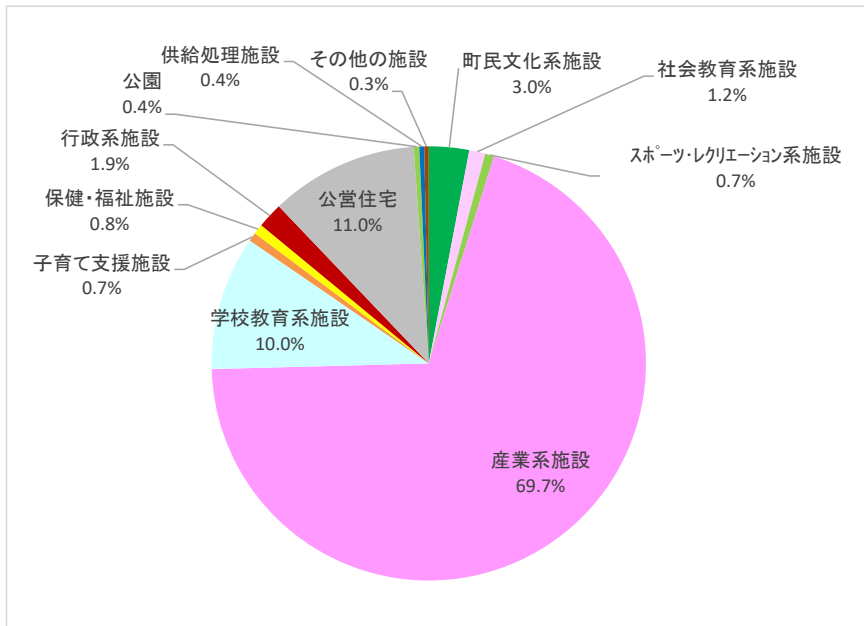
一般的な自治体に対して、産業系施設と公営住宅の割合が高い要因は、東日本大震災からの復興の過程で、地場産業である農漁業関連施設や公営住宅の整備を町が積極的に推進してきた結果と考えられます。

表一施設類型別公共施設の施設数・棟数・延床面積

No.	施設類型	施設数		棟数		延床面積	
		施設	割合 (%)	棟	割合 (%)	㎡	割合 (%)
1	町民文化系施設	12	8.7%	15	2.6%	10,519.7	3.0%
2	社会教育系施設	6	4.3%	10	1.7%	4,199.5	1.2%
3	ｽﾍﾟｰｽ・ﾚｸﾘｰｼﾞｮﾝ系施設	3	2.2%	6	1.0%	2,372.8	0.7%
4	産業系施設	16	11.6%	46	7.9%	244,977.5	69.7%
5	学校教育系施設	6	4.3%	37	6.3%	35,111.2	10.0%
6	子育て支援施設	4	2.9%	4	0.7%	2,297.7	0.7%
7	保健・福祉施設	9	6.5%	11	1.9%	2,637.2	0.8%
8	行政系施設	21	15.2%	32	5.5%	6,665.6	1.9%
9	公営住宅	12	8.7%	353	60.3%	38,706.8	11.0%
10	公園	20	14.5%	39	6.7%	1,462.5	0.4%
11	供給処理施設	23	16.7%	26	4.4%	1,268.5	0.4%
12	その他の施設	6	4.3%	6	1.0%	1,175.5	0.3%
	合計	138	100.0%	585	100.0%	351,394.6	100.0%

※端数処理の関係で、内訳の合計と総数値が一致しないことがあります。

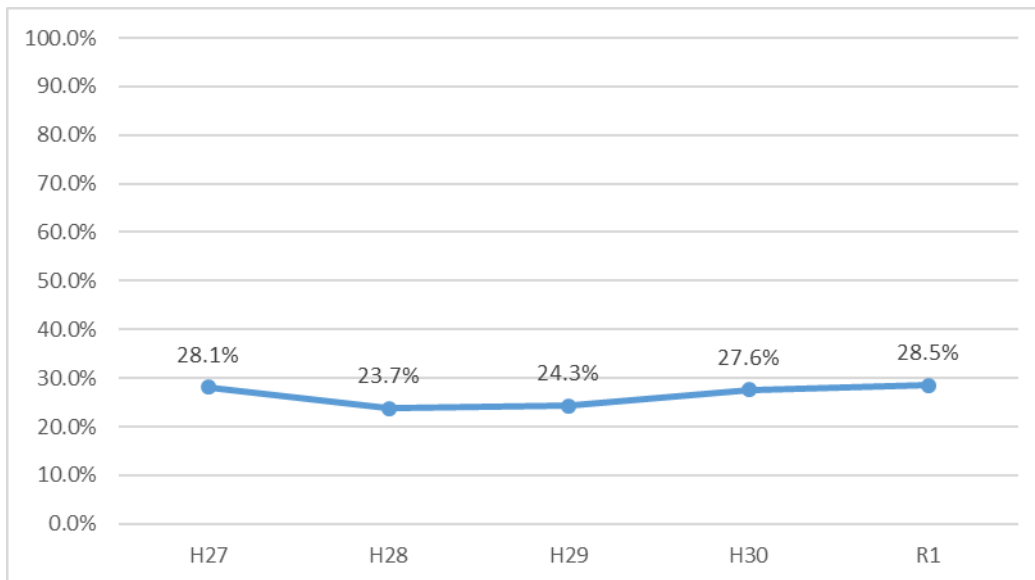
図一 用途別公共施設の延床面積割合



④有形固定資産減価償却率※

有形固定資産減価償却率は令和元年度時点で28.5%と、低い水準にあることが分かります。これは、本町の建築物系公共施設の多くが、東日本大震災の復興の過程で整備されてきていることに起因しており、公共施設整備が一段落していることから、今後は徐々に償却率が高くなるものと考えられます。

図一 有形固定資産減価償却率の推移



※有形固定資産とは、建物などの目に見える資産で、かつ長期間にわたって使用するものを言います。有形固定資産は使用や時の経過によってその価値が減っていく（減価）ので、減価償却資産と言います。比較的新しい施設が多ければ減価償却率は低く、古い施設が多ければ減価償却率は高くなります。

## (2) 一人当たりの公共施設の延床面積

本町の令和2年国勢調査人口（12,046人）一人当たりの既設の公共施設の延床面積は、29.17㎡/人です。

一人当たりの公共施設の延床面積の全国市町村の平均値をみると、平成22年の「全国自治体公共施設延床面積データ（東洋大学調査資料）」による全国市町村の平均値は3.42㎡/人、平成24年「公共施設及びインフラ資産の将来の更新費用の比較分析に関する調査結果（総務省自治財政局財務調査課）」による全国市町村の平均値は3.22㎡/人となっており、本町の一人当たりの公共施設の延床面積は全国市町村平均を大きく上回っています。

表一 用途別の一人当たりの延床面積

No.	施設類型	延床面積㎡	一人当たりの延床面積(㎡/人)
1	町民文化系施設	10,519.7	0.87
2	社会教育系施設	4,199.5	0.35
3	スポーツ・レクリエーション系施設	2,372.8	0.20
4	産業系施設	244,977.5	20.34
5	学校教育系施設	35,111.2	2.91
6	子育て支援施設	2,297.7	0.19
7	保健・福祉施設	2,637.2	0.22
8	行政系施設	6,665.6	0.55
9	公営住宅	38,706.8	3.21
10	公園	1,462.5	0.12
11	供給処理施設	1,268.5	0.11
12	その他の施設	1,175.5	0.10
	合計	351,394.6	29.17

### (3) 類似団体一人当たりの公共施設の延床面積

住民一人当たりの公共施設の延床面積を同等規模の自治体（類似団体）と比較すると、以下のとおりです。

公共施設の延床面積を「公共施設状況調経年比較表・市町村経年比較表（平成30年度）」による場合は、本町の一人当たり延床面積は 8.6 m<sup>2</sup>/人（Aパターン）となり、核燃料政策の中核を担う施設が基幹産業を支える六ヶ所村が突出している状態にあります。他の自治体と比較すると一人当たり延床面積が大きい状況にあることが分かります。

公共施設の延床面積を「個別施設計画の策定時に所管課ヒアリングなどにおいて明らかにした令和2年度末の実績値」として、人口を令和2年の国勢調査結果とした場合は、本町の一人当たり延床面積は 29.2 m<sup>2</sup>/人（Bパターン）となり、Aパターンの値を大きく上回っているばかりか、六ヶ所村の値をも上回っています。

公共施設の延床面積を「個別施設計画などにおいて方向づけられた施設の再編方針が実現した場合の目標値」として、人口を令和2年の国勢調査結果とした場合は、本町の一人当たり延床面積は 6.9 m<sup>2</sup>/人（Cパターン）となることが想定されており、積極的な施設再編策の推進が必要と考えられます。

表-3 パターンの値の考え方

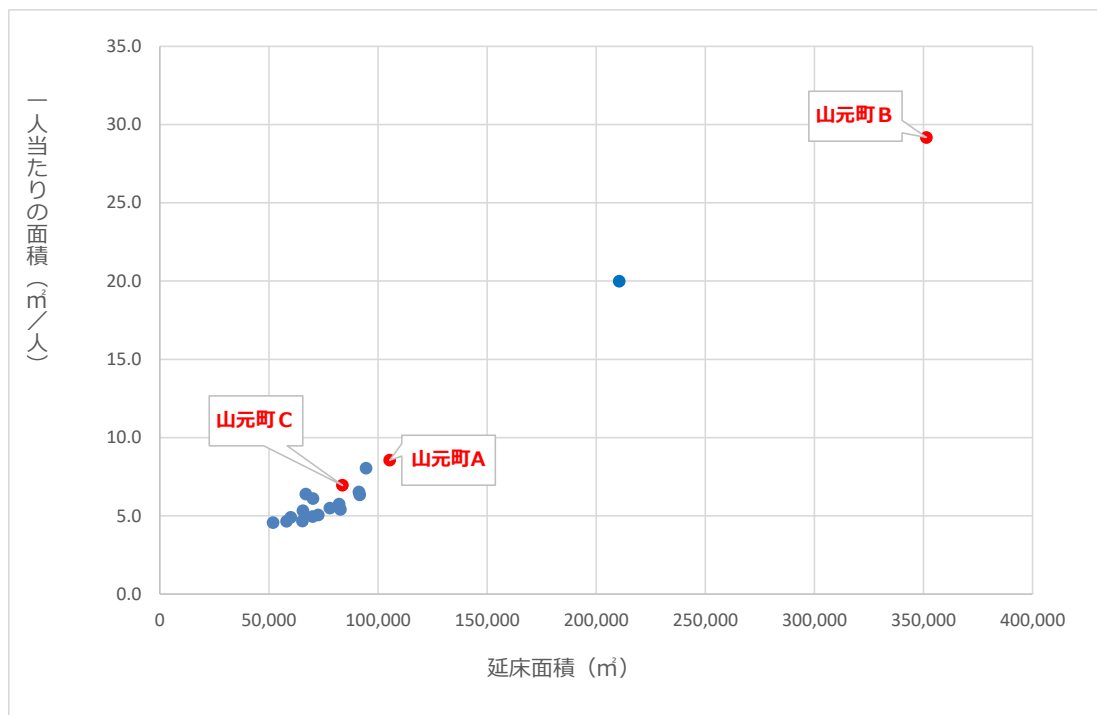
	公共施設の延床面積の根拠	人口の根拠
Aパターン	地方財政状況調査関係資料（総務省、平成30年度）による延床面積。 前計画策定時に町が所有し、または管理している公共施設のうち、原則として普通会計に属するものを対象としており、「既に老朽化が進んで廃止を前提とした施設」や「近い将来、払い下げなどを行うことにより、町が管理する公共施設ではなくなる施設」などを除外した影響で施設量が小さくなっています。	国勢調査（平成27年）
Bパターン	山元町個別施設計画などによる延床面積。 令和2年度末時点の町の管理する公共施設全体の延床面積。	国勢調査（令和2年）
Cパターン	山元町個別施設計画などの施設再編方針を踏まえた目標値による延床面積。 施設再編後に町の管理する公共施設の全体延床面積の目標値。	国勢調査（令和2年）

表一類似団体の公共施設の面積比較（参考値）

都道府県	自治体名	類型区分	人口	公共施設 延床面積	一人当たり の延床面積
青森県	六ヶ所村	Ⅲ－１	10,536	210,549	20.0
	階上町	Ⅲ－１	14,025	65,278	4.7
岩手県	大槌町	Ⅲ－１	11,759	94,554	8.0
宮城県	蔵王町	Ⅲ－１	12,316	65,626	5.3
	村田町	Ⅲ－１	11,501	70,147	6.1
	丸森町	Ⅲ－１	13,972	91,193	6.5
秋田県	羽後町	Ⅲ－１	15,319	82,734	5.4
山形県	山辺町	Ⅲ－１	14,369	72,557	5.0
	中山町	Ⅲ－１	11,363	51,868	4.6
	白鷹町	Ⅲ－１	14,175	70,091	4.9
	遊佐町	Ⅲ－１	14,207	77,961	5.5
福島県	桑折町	Ⅲ－１	12,271	60,014	4.9
	川俣町	Ⅲ－１	14,452	91,539	6.3
	鏡石町	Ⅲ－１	12,486	58,106	4.7
	棚倉町	Ⅲ－１	14,295	82,101	5.7
	小野町	Ⅲ－１	10,475	66,902	6.4
本町	山元町 A（地方財政状況調査関係資料）	Ⅲ－１	12,315	105,303	8.6
	山元町 B（令和２年度末実態値）	Ⅲ－１	12,046	351,395	29.2
	山元町 C（個別施設計画等の目標値）	Ⅲ－１	12,046	83,644	6.9

資料：地方財政状況調査関係資料（総務省、平成30年度）  
 都道府県別類似団体区分一覧表（総務省、平成27年国勢調査による）  
 山元町公共施設個別施設計画（山元町、令和３年３月）  
 国勢調査（総務省、平成27年、令和２年）

図一類似団体の公共施設の面積比較



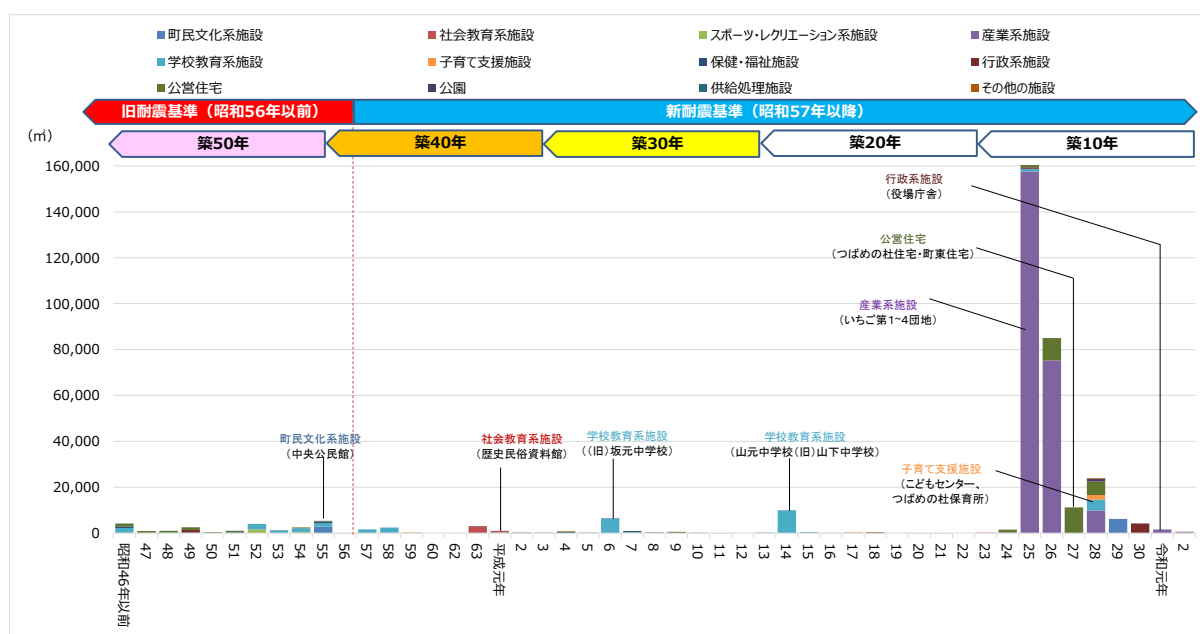


## 2 建築、整備年代別の状況

### (1) 建築系公共施設（ハコモノ）の状況

建築年度をみると、平成23年の東日本大震災以降に整備されたものが多くなっています。古い年代に整備された施設を主として、今後、大規模改造や長寿命化改修などの必要性に計画的に対応していく必要があります。

図一 建築年別公共施設の延床面積



## (2) 経過年数の状況

### ①用途別施設の経過年数の状況

一般的に、鉄筋コンクリート造の建築物の場合は、築30年程度が経過すると大規模改修が必要となり、築60年程度が経過すると建替えが必要になるといわれています。

本町における築31年以上経過する施設は、121棟で全体の20.7%となっており、延床面積では31,673.8㎡で全体の9.0%を占めています。

延床面積から内訳をみると、スポーツ・レクリエーション施設、保健・福祉施設、町民文化系施設などで老朽化した施設の占める割合が大きくなっています。

表一用途別施設の経過年数の状況（棟数）

		40年以上 (S55以前)		31~40年 (S56~H2)		築30年以下 (H3~R2)		合計
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	
町民文化系施設	棟数 (棟)	8	53.3%	4	26.7%	3	20.0%	15
	延床面積 (㎡)	3,595.2	34.2%	583.4	5.5%	6,341.1	60.3%	10,519.7
社会教育系施設	棟数 (棟)	3	30.0%	4	40.0%	3	30.0%	10
	延床面積 (㎡)	75.2	1.8%	3,629.1	86.4%	495.2	11.8%	4,199.5
スポーツ・レクリエーション系施設	棟数 (棟)	2	33.3%	1	16.7%	3	50.0%	6
	延床面積 (㎡)	2,054.5	86.6%	82.5	3.5%	235.9	9.9%	2,372.8
産業系施設	棟数 (棟)	0	0.0%	0	0.0%	46	100.0%	46
	延床面積 (㎡)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	244,977.5	100.0%	244,977.5
学校教育系施設	棟数 (棟)	10	27.0%	4	10.8%	23	62.2%	37
	延床面積 (㎡)	8,477.0	24.1%	3,789.1	10.8%	22,845.2	65.1%	35,111.2
子育て支援施設	棟数 (棟)	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%	4
	延床面積 (㎡)	0.0	0.0%	0.0	0.0%	2,297.7	100.0%	2,297.7
保健・福祉施設	棟数 (棟)	6	54.5%	0	0.0%	5	45.5%	11
	延床面積 (㎡)	1,837.8	69.7%	0.0	0.0%	799.4	30.3%	2,637.2
行政系施設	棟数 (棟)	9	28.1%	2	6.3%	21	65.6%	32
	延床面積 (㎡)	1,341.9	20.1%	30.0	0.5%	5,293.7	79.4%	6,665.6
公営住宅	棟数 (棟)	42	11.9%	0	0.0%	311	88.1%	353
	延床面積 (㎡)	5,560.0	14.4%	0.0	0.0%	33,146.8	85.6%	38,706.8
公園	棟数 (棟)	1	2.6%	2	5.1%	36	92.3%	39
	延床面積 (㎡)	10.0	0.7%	26.3	1.8%	1,426.2	97.5%	1,462.5
供給処理施設	棟数 (棟)	15	57.7%	6	23.1%	5	19.2%	26
	延床面積 (㎡)	150.6	11.9%	224.2	17.7%	893.8	70.5%	1,268.5
その他の施設	棟数 (棟)	0	0.0%	2	33.3%	4	66.7%	6
	延床面積 (㎡)	0.0	0.0%	207.1	17.6%	968.4	82.4%	1,175.5
合計	棟数 (棟)	96	16.4%	25	4.3%	464	79.3%	585
	延床面積 (㎡)	23,102.2	6.6%	8,571.6	2.4%	319,720.8	91.0%	351,394.6

※四捨五入処理を行っているため、合計値などに差異が生じる場合があります。

### (3) 耐震改修の現況

本町の公共施設の耐震改修の状況については、耐震化対応を実施した施設（新耐震基準及び旧耐震基準の耐震改修実施済み・耐震性能有の施設）が、棟数では施設全体の89.1%、延床面積では97.2%です。

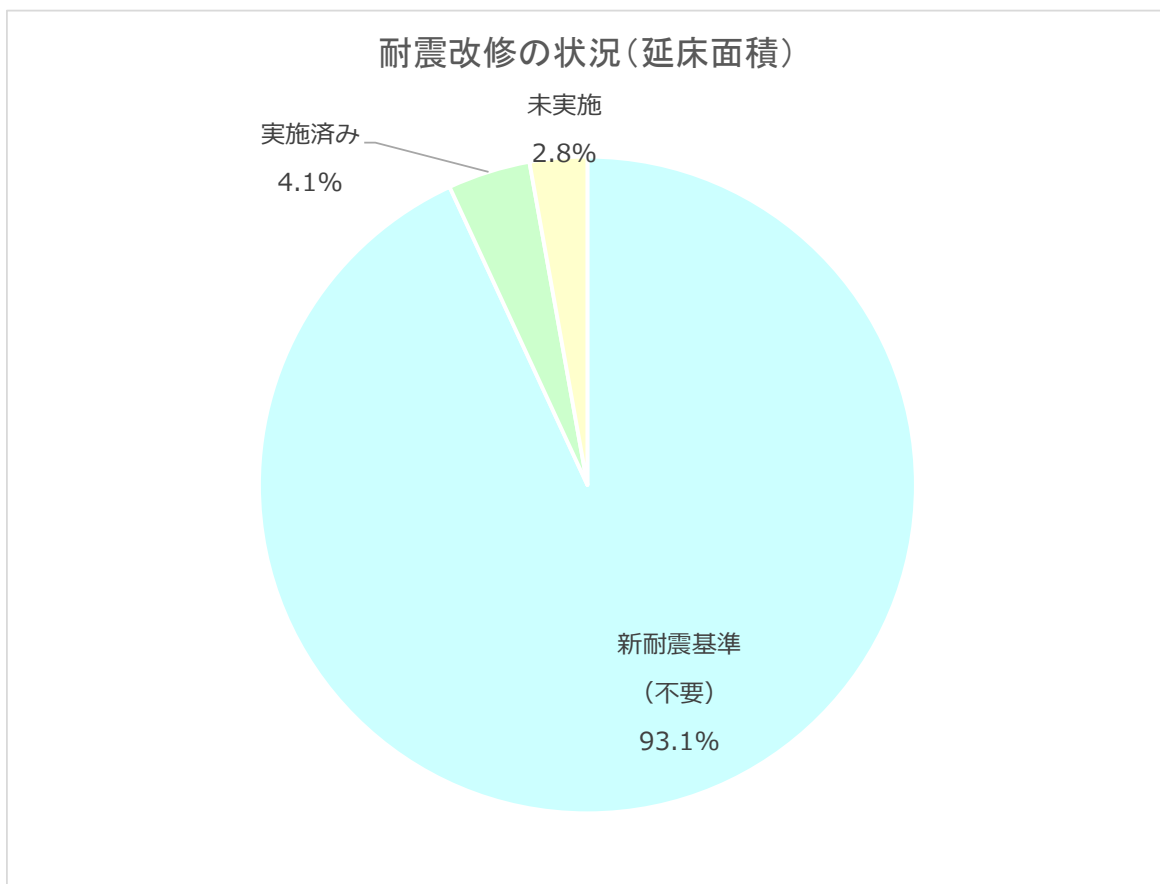
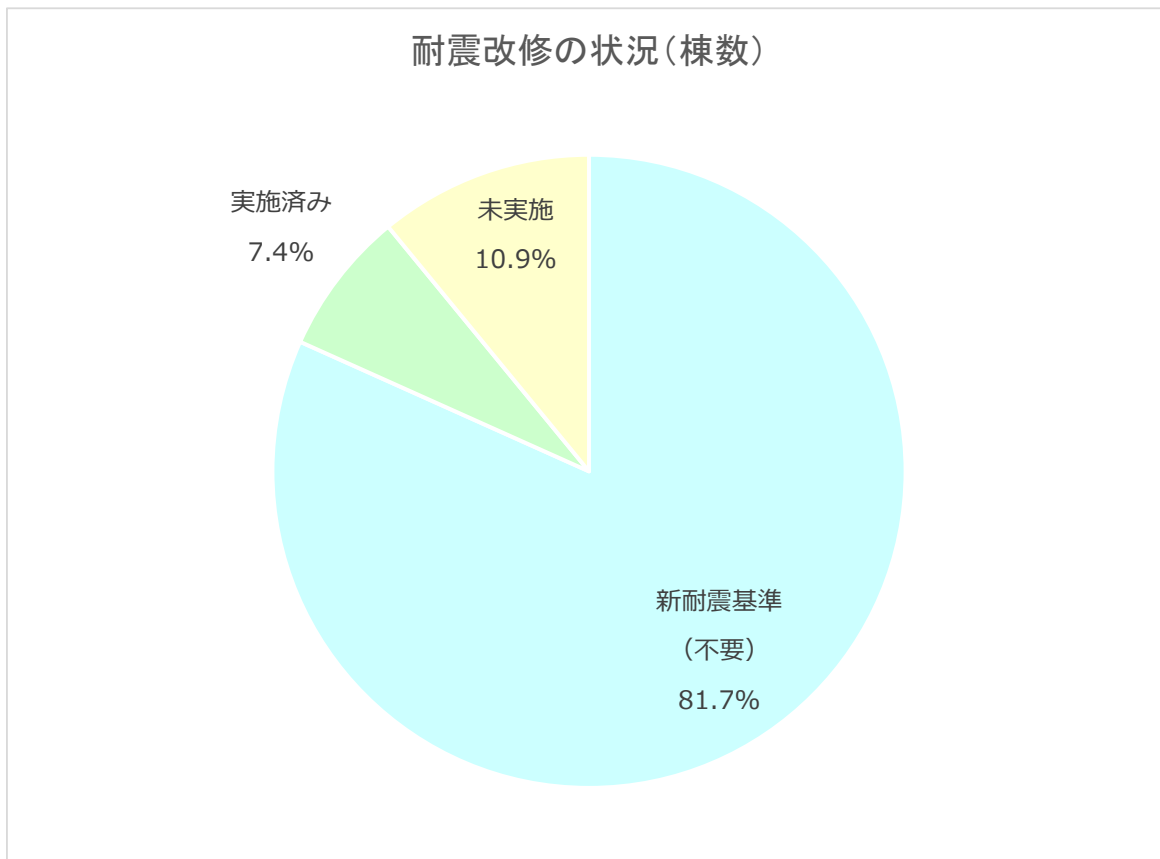
一方、耐震改修が未実施の施設は、棟数では施設全体の10.9%、延床面積では2.8%です。耐震改修・診断の状況については、下表に示すとおりです。

表一 耐震改修の状況

区 分		棟数	割合 (%)	延床面積 (㎡)	割合 (%)
新耐震基準適合 (①+②)		521	89.1%	341,455.1	97.2%
新耐震基準 ①		478	81.7%	327,174.5	93.1%
旧耐震基準	耐震改修 実施済み ②	43	7.4%	14,280.6	4.1%
	耐震改修 未実施	64	10.9%	9,939.6	2.8%
総 計		585	100.0%	351,394.6	100.0%

※四捨五入処理を行っているため、合計値などに差異が生じる場合があります。

図一耐震改修の状況（構成比）



#### (4) 土木系公共施設（インフラ）の状況

インフラ資産の施設（道路、橋梁、上水道、下水道）においても、今後、古い施設から老朽化の状況に応じて、順次修繕などの費用が必要になります。

本町におけるインフラ資産の状況は下表のとおりです。また、各インフラ資産の状況については、以下の①から④に示しています。

表ーインフラ資産の状況

インフラ資産		施設数	延長 (m)	面積 (㎡)	備考
1 道路施設	一般道路	－	－	1,701,340.30	
	自転車歩行者道	－	－	16,708.80	
	農道	－	65,958.00	263,832.00	※推計値
	合計	－	－	1,981,881.10	
2 橋梁施設		240橋	－	10,131.00	
3 上水道（管路）施設		－	254,796.98	－	
4 下水道（管路）施設		－	91,919.64	－	

※農道については、延長65,958mに対して、推定幅員4mを乗じた値としています。

##### ①道路施設の整備状況

本町の道路施設は1,981,881.1㎡が整備されています。

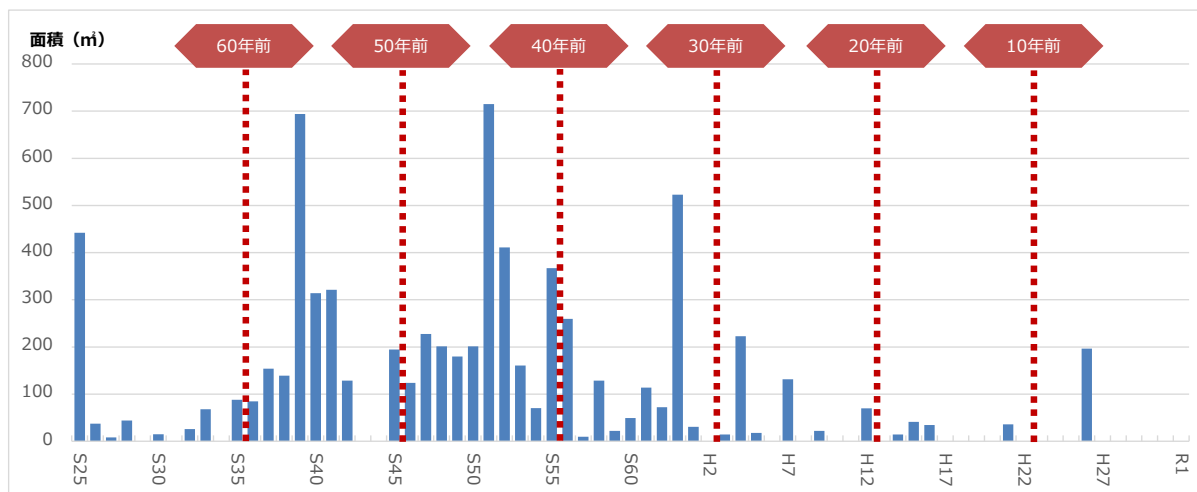
道路施設の内訳は、一般道路が1,701,340.3㎡、自転車歩行者道が16,708.8㎡、農道が263,832.0㎡です。

## ②橋梁施設の整備状況

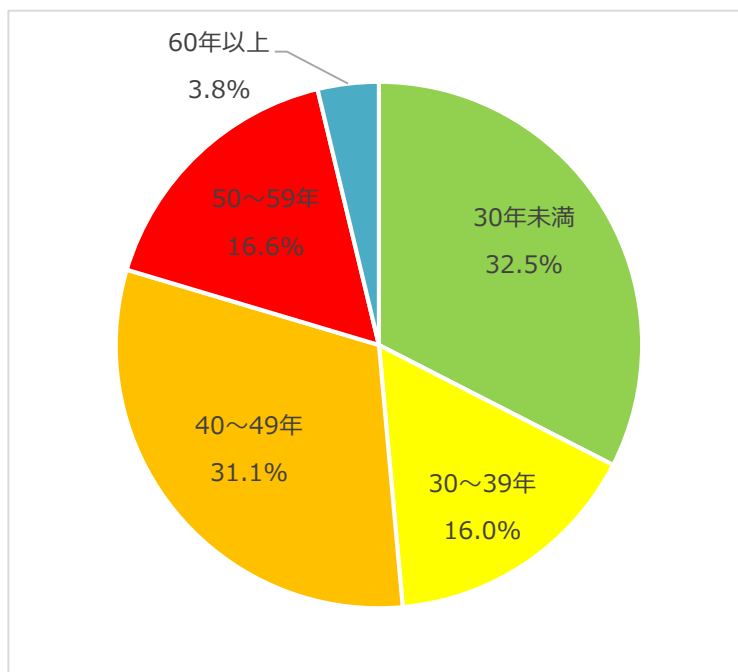
本町の橋梁施設は240橋であり、面積の合計は10,131.0㎡が整備されています。

全体では昭和39年と51年に整備されたものが多く、経過年数別では、整備後30年未満が32.5%と最多で、次いで整備後40年から49年までが31.1%です。（構成比：建設年度不明は除く）

図一 年代別橋梁の整備状況



図一 橋梁の経過年数別面積（構成比：建設年度不明は除く）

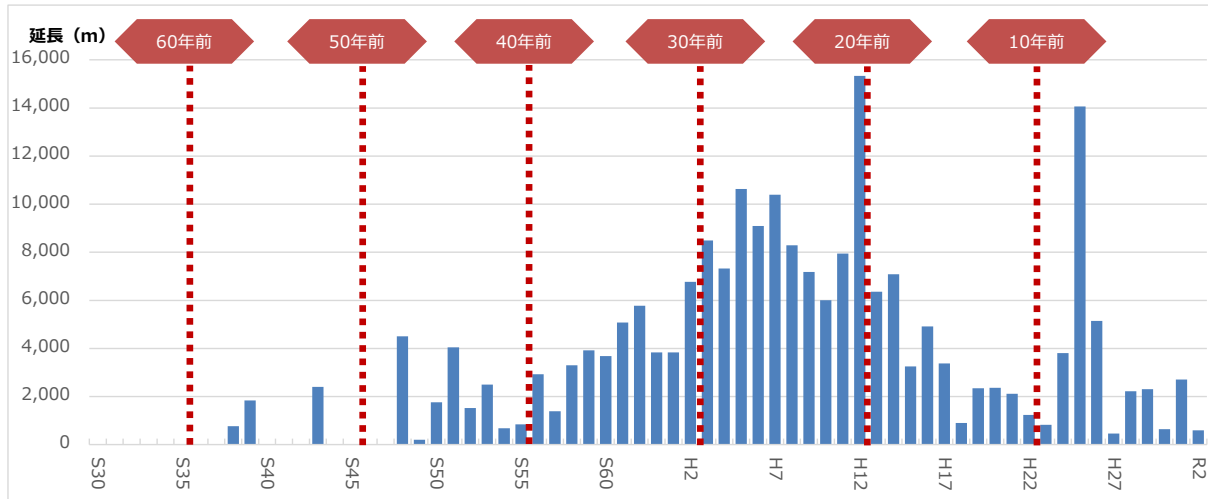


### ③上水道施設の整備状況

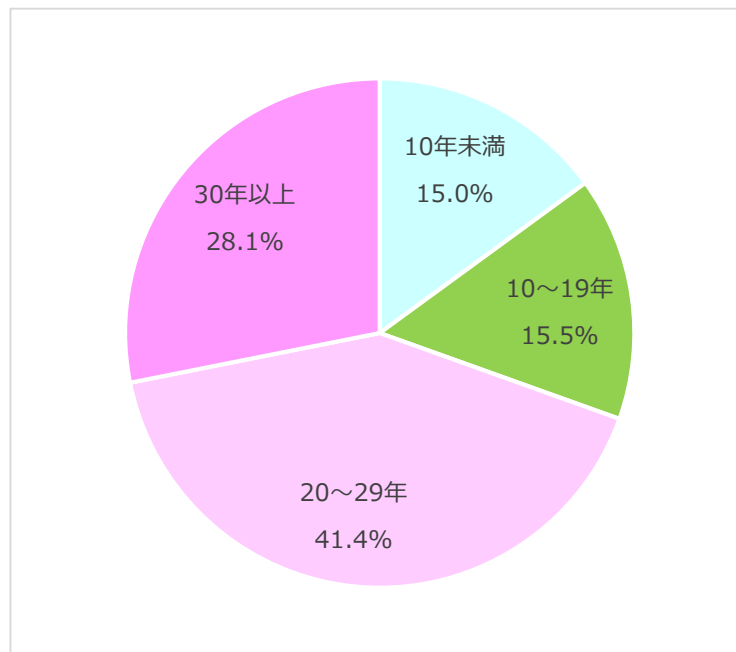
本町の上水道施設は、管路延長合計で254,796.98mが整備されています。

年代別では、平成期に整備されたものが主になります。また、整備後30年以上が経過した管路が全体の28.1%を占めています。

図一年代別上水道の整備状況



図一上水道の経過年数別延長 (構成比)

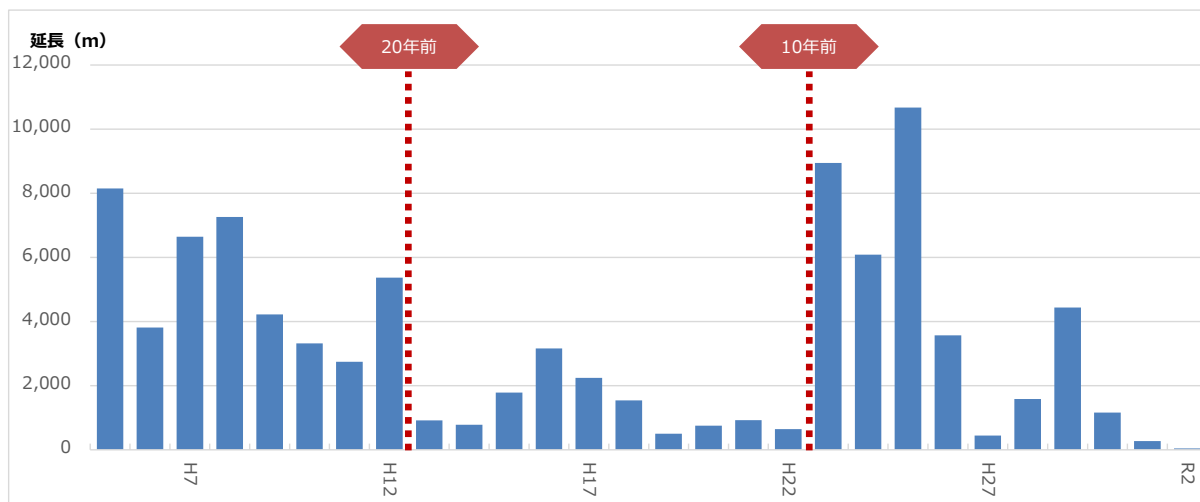


#### ④下水道施設の整備状況

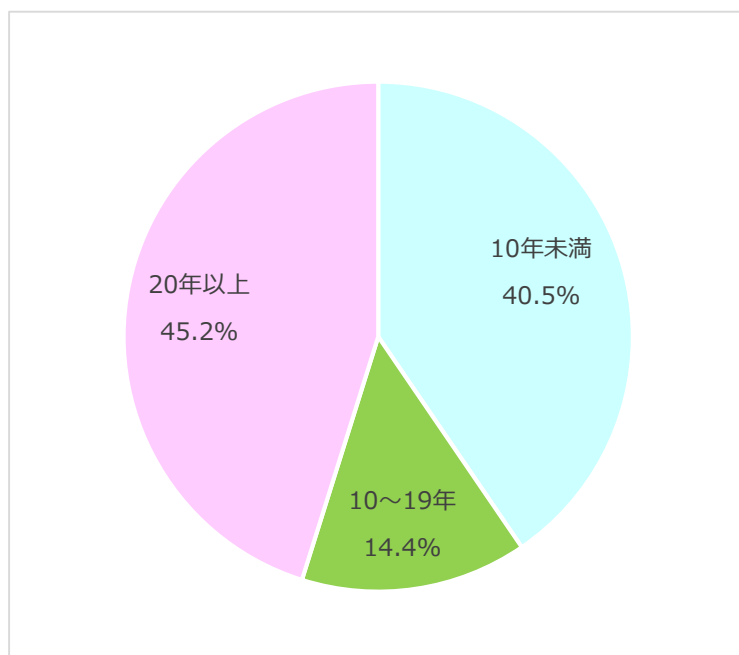
本町の下水道施設は、特定環境保全公共下水道及び農業集落排水施設からなり、管路延長としては合計91,919.64mが整備されています。

平成期以降に整備が進み、整備後20年以上経過した管路が全体の45.2%を占めています。

図一年代別下水道の整備状況



図一下水道の経過年数別延長 (構成比)



※四捨五入処理を行っているため、合計値などに差異が生じる場合があります。



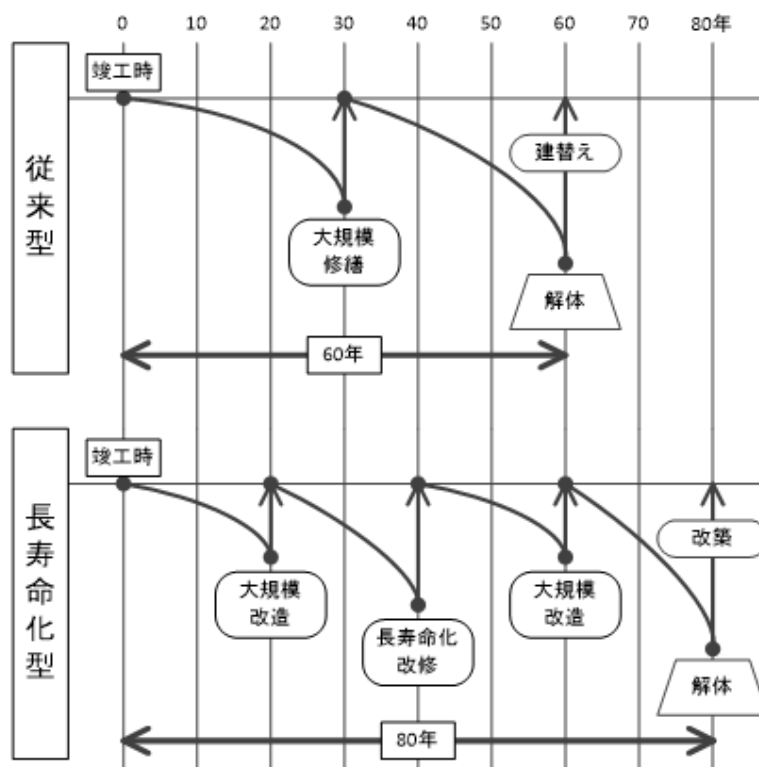
### 第3章 公共施設の維持管理・更新などに係る中長期的な経費の見込みなど

#### 1 公共施設の維持管理・更新などに係る費用算定

前計画では公共施設の維持管理・更新に係る費用の試算に当たって、総務省が公表している「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」における試算方法を採用していましたが、その後の個別施設計画の策定においては「長寿命化型」を採用して費用負担の平準化を図ることとしていることから、本計画の改訂にあたっては竣工後20年で1度目の大規模改造工事、40年で長寿命化改修工事、60年で2度目の大規模改造工事、80年で改築を行う80年サイクルを採用するものとします。

なお、個別施設計画において他の維持管理方針を採用している施設については、それぞれ個別施設計画の考え方を採用するものとします。

図一 大規模修繕及び建替えのライフサイクル



## (1) 大規模改造・長寿命化改修・改築の考え方

### ①各工事の実施年度

今後の維持・更新コストの算出の考え方は次のとおりです。

- ・竣工後20年を目安として、大規模改造工事により機能回復を図ります。
- ・竣工後40年を目安として、長寿命化改修工事により機能回復・向上を図ります。
- ・竣工後60年を目安として、大規模改造工事により機能回復を図ります。
- ・竣工後80年を目安として、解体・改築工事により施設を更新します。

### ②大規模修繕単価の設定

総務省から示された建替え更新時の単価を改築時の単価として、文部科学省「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に準じて大規模改造・長寿命化改修時の単価を設定して下表のとおりとします。

表一 施設分類別の工事単価

	大規模改造	長寿命化改修	改築
町民文化系施設	10万円/㎡	24万円/㎡	40万円/㎡
社会教育系施設	10万円/㎡	24万円/㎡	40万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設	9万円/㎡	21.6万円/㎡	36万円/㎡
産業系施設※	10万円/㎡	24万円/㎡	40万円/㎡
学校教育系施設	山元町学校施設等長寿命化計画による		
子育て支援施設	8.25万円/㎡	19.8万円/㎡	33万円/㎡
保健・福祉施設	9万円/㎡	21.6万円/㎡	36万円/㎡
行政系施設	10万円/㎡	24万円/㎡	40万円/㎡
公営住宅	山元町公営住宅長寿命化計画による		
公園	8.25万円/㎡	19.8万円/㎡	33万円/㎡
供給処理施設	水道施設更新計画による		
その他の施設	9万円/㎡	21.6万円/㎡	36万円/㎡

※農業用ハウスなどの簡易な構造の施設では、整備実績に応じた単価を採用しています。

## (2) 将来費用の総額

### ① 将来費用の総額

各個別施設計画において位置付けられた将来費用を整理すると下表のように整理できます。

なお、山元町公共施設個別施設計画においては、施設の修繕更新サイクルの長寿命化に加えて、施設廃止などを含めた施設再編方策についても位置づけが行われていることから、施設再編方針を踏まえた将来費用を掲載しています。

各施設類型の個別施設計画（長寿命化計画）によって、推計期間に差異があるものの、1年当たりの将来費用の合計額は367.1百万円/年（約3.7億円/年）となっており、従前の公共施設等総合管理計画において推計した8.0億円/年を大きく下回る結果になります。

これは、長寿命化によって費用が見直されたことでもあります。個別施設計画において施設再編について検討を行い、将来的な修繕・更新の対象施設を絞り込んだことによる効果と考えられます。

表一今後40年間における大規模修繕にかかる将来費用の総額

	将来費用 (推計期間)	推計期間	将来費用 (1年当たり)
町民文化系施設	2,499.5 百万円	2021～2060 年(40 年間)	62.5 百万円/年
社会教育系施設	357.2 百万円	2021～2060 年(40 年間)	8.9 百万円/年
スポーツ・レクリエーション系施設	77.5 百万円	2021～2060 年(40 年間)	1.9 百万円/年
産業系施設	340.1 百万円	2021～2060 年(40 年間)	8.5 百万円/年
学校教育系施設	6,553.0 百万円	2020～2059 年(40 年間)	163.8 百万円/年
子育て支援施設	644.5 百万円	2021～2060 年(40 年間)	16.1 百万円/年
保健・福祉施設	574.1 百万円	2021～2060 年(40 年間)	14.4 百万円/年
行政系施設	1,637.4 百万円	2021～2060 年(40 年間)	40.9 百万円/年
公営住宅	685.6 百万円	2019～2048 年(30 年間)	22.9 百万円/年
公園	378.4 百万円	2021～2060 年(40 年間)	9.5 百万円/年
供給処理施設	347.8 百万円	2021～2060 年(40 年間)	8.7 百万円/年
その他の施設	359.7 百万円	2021～2060 年(40 年間)	9.0 百万円/年
合計			367.1 百万円/年

## 2 インフラ資産の維持管理・更新などに係る費用算定

### (1) インフラ資産の更新の考え方

インフラ資産の更新単価及び耐用年数などは、建物と同様に、総務省「地方公共団体の財政分析等に関する調査報告書（平成23年3月）」及び「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」における単価を参照して設定します。

また、上下水道については、「山元町上下水道事業中期経営計画（令和3年3月）」における将来の更新需要を採用するものとします。

#### ①道路施設

道路の更新費用は路線ごとに整備するものではなく、区間ごとに整備されているため、年度別に把握するのは困難であることから、現在の総面積に対し試算することとされています。

総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書（平成26年3月）」においては、道路の耐用年数を15年と仮定し、全整備面積をこの15年で割った面積で算定し、舗装部分を毎年度更新していくとされており、その際の単価は下表のとおりです。

表一 道路の更新単価

分類	対象施設	単価
道路	一般道路・農道	4,700円/m <sup>2</sup>
	自転車歩行者道	2,700円/m <sup>2</sup>

しかし、道路路面の劣化は、道路交通量や大型車混入率、地盤面の強固さなどの要因による要素が大きく、一概に15年周期での修繕が妥当とは考えにくく、現に、本町においては年間74百万円程度の費用で現在の道路ネットワークの維持が行われており、かつ現状が著しく劣悪な状態とは言えないことから、総務省の提示した試算方法を用いた試算が過大なものとなっている可能性が大きいと考えられます。

このため、現在の予算規模の中で、事後における補修・修繕から計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理費用・更新費用の平準化に努めるものとします。

#### ②橋梁施設

橋梁については、「山元町橋梁長寿命化修繕計画（令和3年3月）」における「予防保全」による長寿命化シナリオを採用するものとします。

### ③上水道施設

安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設などの長寿命化及び耐震化事業に計画的に取り組みます。

上水道は、整備した年度から法定耐用年数の40年を経た年度に更新すると仮定して、更新費用は下表のとおりとします。

表一上水道の更新費用

分類	対象施設	更新費用
上水道管路	管路	180百万円/年
上水道施設	施設	12百万円/年

### ④下水道施設

ストックマネジメントに基づく長寿命化及び改築・更新事業を検討し、計画的に取り組みます。

下水道は、整備した年度から法定耐用年数の50年を経た年度に更新すると仮定して、更新費用は下表のとおりとします。

表一下水道の更新費用

分類	対象施設	更新費用
下水道管路	管路	246百万円/年
下水道施設	施設	64百万円/年

## (2) 将来費用の総額

### ①将来費用の総額

インフラ資産の将来費用を整理すると下表のように整理できます。

1年当たりの将来費用の合計額は668.8百万円/年(約6.7億円/年)となっており、従前の公共施設等総合管理計画において推計した12.8億円/年を6.1億円下回る結果となります。

表一大規模修繕にかかる将来費用の総額

	将来費用 (推計期間)	推計期間	将来費用 (1年当たり)
道路※	2,960.0 百万円	2021～2060 年(40 年間)	74.0 百万円/年
橋梁	4,640.0 百万円	2021～2070 年(50 年間)	92.8 百万円/年
上水道管路・施設	9,600.0 百万円	2021～2070 年(50 年間)	192.0 百万円/年
下水道管路・施設	15,500.0 百万円	2021～2070 年(50 年間)	310.0 百万円/年
合計			668.8 百万円/年

※道路については、総務省の「公共施設等更新費用試算ソフト仕様書(平成26年3月)」を用いて試算した場合は536.1百万円/年となりますが、現状の維持管理を継続するものとして、1年当たりの費用を現状の充当可能財源として求めています。

### 3 公共施設及びインフラ資産の改修・更新にかかる将来費用の総額

#### (1) 充当可能財源の検討

過去の投資実績から充当可能財源を求めると、下表のように整理できます。

表一過去の投資実績から推定した充当可能財源

		百万円/年
一般会計	計	131.4
	建物	57.3
	道路	74.0
	橋梁	0.0
特別会計	計	77.2
	上水道事業	43.5
	下水道事業	33.7
合計		208.5

※四捨五入処理を行っているため、合計値などに差異が生じる場合があります。

#### (2) 将来費用と充当可能財源の乖離

1年当たりの将来費用と充当可能財源の乖離を整理すると、下表のように合計で8.3億円/年の財源不足となることが想定されます。

従前の総合管理計画においては、18.7億円/年の不足が推計されていたことから、財源不足額が約1/2にまで圧縮されていることが分かります。

これは、前計画に比して施設量が増加している一方で、個別施設計画における施設再編の取り組みや、インフラ資産における長寿命化計画などが策定されて、ローコストマネジメントの方向性が明確となったことによるもので、今後は着実な計画実行を進めるとともに、より一層のコスト縮減策を検討していきます。

表一将来費用と充当可能財源の乖離状況（百万円/年）

	1年当たり費用	充当可能財源	過不足
公共施設	367.1	57.3	▲ 309.8
道路	74.0	74.0	0.0
橋梁	92.8	0.0	▲ 92.8
上水道事業	192.0	43.5	▲ 148.5
下水道事業	310.0	33.7	▲ 276.3
合計	1,035.9	208.5	▲ 827.4

## 第4章 公共施設の総合的かつ計画的な管理に関する基本方針

### 1 現状や課題に関する基本認識

#### (1) 人口減少時代、少子高齢化への対応

我が国の人口動向と同様、本町の人口も減少傾向で推移しており、令和2年国勢調査では12,046人となった総人口は、今後も減少傾向が続くものと推計されています。また、年齢ごとの人口構造についても、高齢人口比率の増加、年少人口比率の減少という、少子高齢化が更に進行すると想定されています。

こうした人口規模や構造に関する動向は、将来的な公共施設のあり方を検討するにあたっての大きな要素であり、新たな時代に対応した、効率的・効果的な公共施設の配置、機能の再編成などを検討していく必要があります。

#### (2) 財政状況への対応

人口減少に伴い、利用者の面のみならず、その維持に関わる費用の確保も大きな課題となります。町税収入など一般財源の減少が想定されることから、公共施設等の維持管理の財政確保は、今後、益々厳しくなっていきます。

そのため、厳しい財政状況の中で、公共施設等の管理・運営にかかる費用を縮減するとともに、費用の平準化を図っていく必要があります。

また、町民の協働による維持管理費の削減、民間企業との連携や事業の効率化など、多様な取り組みについても、今まで以上に求められるようになります。

#### (3) 公共施設の大規模改造・長寿命化改修などへの対応

本町では、公共施設の多くは昭和50年代頃から平成にかけて整備されたものが多く、年代の古い施設には学校教育系施設が面積的に多くを占めています。

また、本町特有の事情として、東日本大震災からの復興に伴う公共施設整備も多く実施してきており、公営住宅や産業系、子育て支援などのさまざまな施設整備が行われてきました。

前計画の策定後も役場庁舎や防災拠点・山下地域交流センター、防災拠点・坂元地域交流センター、農水産物直売所「やまもと夢いちごの郷」などの整備が行われています。

こうした近年の新設施設については、当面の大規模な対応は不要であり、長期的な視点のもと、計画的に施設の管理などを行っていくことが重要となりますが、昭和 40 年代などに建設された老朽化した施設については、改修や建替えなどの計画的な対応を進めていく必要があります。

一般的に、古い年代に整備された公共施設は、老朽化が進み、更新費用の増大が見込まれることから、現在の施設をそのまま維持すると、行政サービス（機能維持）や町の財政そのものにも、少なくない影響を及ぼす可能性があります。

そのため、中長期的な視点から計画的・戦略的に公共施設総量の適正化（再編成・管理など）についても検討していく必要があります。



## 2 公共施設等の管理に関する基本的な方針

本町における公共施設の現状や課題に関する基本認識を踏まえて、公共施設等の総合的な管理・運営、安全で快適な利用環境を実現するために、以下の3つの視点から地域の将来像を見据えた公共施設等の適正な配置などを検討していきます。

### 視点1：長寿命化による既存施設の有効活用

既存施設は、老朽化の状況や利用実態及び需要の見通しを踏まえて、建築年度が古く今後も継続していく必要がある施設については、長寿命化を図るとともに、計画的な建替え、修繕・改善による品質の保持や機能改善に努め、施設によっては他の用途との複合化を図るなど、既存施設の有効活用を推進します。

### 視点2：供給量の適正化の推進

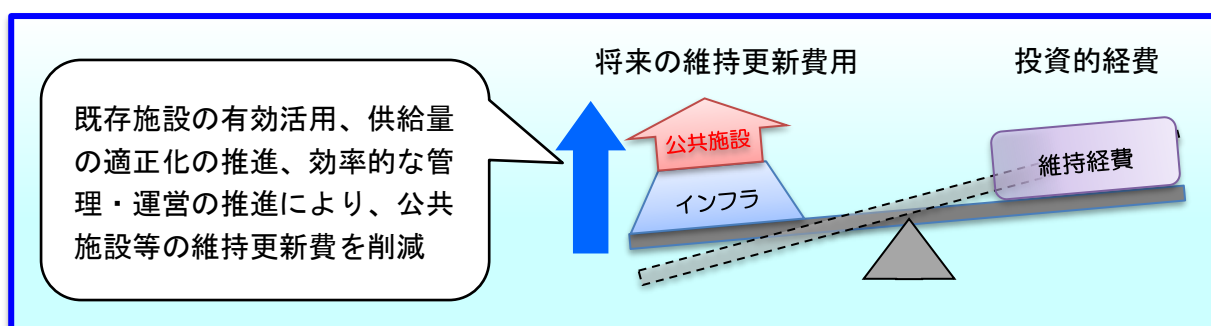
将来の人口動向や財政状況を踏まえて、公共施設の総量（延床面積）の削減を図り、公共施設のコンパクト化（統合、廃止及び取り壊しなど）及び維持継続する施設の長寿命化を推進し、供給量の適正化を推進します。

また、震災からの復興の過程で数多くの公共施設が整備されてきており、これらの施設の維持管理についても戦略的な取り組みを推進します。

### 視点3：効率的な管理・運営の推進

情報の一元管理や共有を図るための管理システムの構築、全庁的な推進体制の確立を進めるとともに、管理・運営の民間活力の導入の検討（民間に管理・運営を任せられる施設の民間への移管など）を行うことにより、効率的な管理・運営を推進します。

図一 公共施設等の維持更新費の削減イメージ



また、以下の供給・品質・財務に関する基本方針に基づき、公共施設等の総合的、計画的な管理を推進します。

### 基本方針 1：供給に関する基本方針

#### 【機能の複合化などによる効率的な施設の配置】

住民サービスを継続する上で廃止できない施設は、周辺施設の立地や利用者状況を踏まえながら、機能の複合化や更新などにより、効率的な施設の配置及びニーズの変化への対応を検討します。

#### 【施設総量の適正化】

関連計画や重点施策との整合性、住民ニーズなどを踏まえながら、人口などの社会環境の変化や財政状況、費用対効果を勘案し、必要なサービスの水準を確保しつつ施設総量の適正化を推進します。

### 基本方針 2：品質に関する基本方針

#### 【計画的な長寿命化の推進】

建築年代の古い施設については大規模修繕の検討と併せ、長期的な修繕計画の策定や点検の強化などにより、計画的・適切な維持管理を推進し、必要に応じて機能の変更や複合化の検討とともに施設の長寿命化を推進します。

#### 【予防保全の推進】

日常点検、定期点検を実施し、劣化状況の把握に努めるとともに、点検結果を踏まえた修繕や小規模改修の実施により予防保全に努めます。

#### 【バリアフリー・ユニバーサルデザインへの対応】

大規模改造・長寿命化改修工事を行う際には、段差の解消や設備の更新など、「町民誰もが使いやすい施設」となるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備に努めるものとします。

### 基本方針 3：財務に関する基本方針

#### 【維持管理費用の適正化】

現状の維持管理にかかる費用や需要などの費用対効果を分析し、維持管理費用や施設利用料などの適正化を図ります。

#### 【長期的費用の縮減と平準化】

大規模改造・長寿命化改修などの費用の縮減と更新時期の集中化を避けることにより、財政支出の縮減と平準化を図ります。

#### 【民間活力の導入】

指定管理者制度をはじめ民間活力の導入などの手法を活用し、施設の整備や管理・運営における官民の連携を図り、財政負担の軽減と行政サービスの維持・向上を図ります。

## (1) 点検・診断などの実施方針

### <公共施設>

公共施設は年々老朽化が進むことから、長期的な視点のもと、建築物や設備の老朽化に伴う機能の損失を未然に防止することが重要になります。

そのためには公共施設の点検・診断を実施することが有効ですが、その実施にあたっては、建設時から経過した年月及び建築物の耐震性によって対処方法が異なると考えられます。

ここでは、公共施設を建設時期によって、以下の表に示すように①旧耐震基準、②新耐震基準（前期）、③新耐震基準（後期）の3段階に分類し、それぞれの分類における点検・診断の実施方針を整理します。

表一 建築時期による建築物の分類

建築物の分類	要件
①旧耐震基準	昭和 56 年以前の旧耐震基準で建築された施設とする。
②新耐震基準（前期）	新耐震基準に適合するが、建築後 16 年以上経過した施設とする。
③新耐震基準（後期）	新耐震基準に適合し、建築後 15 年以内の施設とする。

注) 改修によるマンションの再生手法に関するマニュアル (H22.7 改訂) 国土交通省 参照  
大規模修繕の一つでもある躯体改修工事や外壁塗装の修繕周期は建設後概ね 10 年～15 年が目安とされていることから建築後 15 年以内の施設は「新耐震基準（後期）」とし、16 年以上経過した建築物を「新耐震基準（前期）」と設定した。

#### ①旧耐震基準建築物

これらの施設は、旧耐震基準で建築されていることから、建物の安全性が確保されているか否かという点が重要です。そのため、耐震診断が未実施の施設については速やかに耐震診断を実施し、耐震性を有する建築物かどうかの把握に努めます。また、既に耐震化済みの施設や耐震診断結果により耐震性を保有すると判断される施設については、機能の維持向上に留意しながら定期的な点検を行います。

#### ②新耐震基準建築物（前期）

これらの施設のうち、昭和 50 年代に建築された施設は、建築後概ね 40 年が経過し、既に長寿命化改修の実施時期を迎えています。そのため、これらの施設を中心に、施設の劣化状況の把握に努めるとともに、情報の一元管理を進め、長寿命化改修の実施の検討を進めます。

### ③新耐震基準建築物（後期）

これらの施設は、建築後の経過年数も短く、設備の整った施設が多いことから、長期使用を前提として、日常点検、定期点検の実施により、施設の劣化状況の把握に努め、建築後15年を目安に劣化調査などの実施を検討します。また、これまで策定した関連計画なども踏まえつつ、長期的な視点のもと、建築物などの管理・有効活用を図ります。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は、地域の基盤となる施設であることから、施設性能を可能な限り維持し、長期にわたり使用できるよう、「事後保全」から「予防保全」への転換を図ります。

そのため、定期的な点検・診断結果に基づき必要な措置を行うとともに、得られた施設の状況や対策履歴の情報を記録し、施設管理者と協議の上、次期点検・診断に活用する効果的・効率的なメンテナンスサイクルの確立を図ります。

## （2）維持管理・修繕・更新などの実施方針

#### <公共施設>

公共施設については、日常の保守によって劣化及び機能低下を防ぎ、住民にとって安全に使用される必要があります。公共施設等を供用し続けるには、設備機器の運転や清掃などが必要です。その中でも機器の運転は、日常の点検、注油、消耗品の交換、調整が欠かせません。そのため、修繕や小規模改修に対しては、速やかな対応ができる体制を構築していきます。

また、施設の更新にあたっては、人口の動向や住民ニーズ、周辺施設の立地状況などを踏まえた適正な規模を想定したうえで機能の複合化や減築（※1）を検討し、効率的な施設の配置を目指すとともに、省エネ対応機器の導入など、トータルコストの縮減に努めます。

さらに、震災復興の過程で整備されてきた産業系施設や公営住宅などの施設については、より適切な管理者への移管・払い下げなどについて取り組むことにより、公共施設の総量を縮減します。

※1 減築：建物を改築する際に、床面積を減らすこと。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は、費用対効果や経済活動などの基盤としての経済波及効果を考慮して、新設及び維持保全をバランスよく実施します。また、施設の整備や更新にあたっては、各長寿命化計画の内容を踏まえつつ、長期にわたって維持管理しやすい素材を使用するなどの改善を図ります。

上下水道事業については、事業の独立性を確立する観点から、利用料収入などの範囲で事業を維持・運営する体制を確立するものとし、必要に応じて民間の資本・ノウハウの導入を検討します。

### (3) 安全確保の実施方針

#### <公共施設>

公共施設等における安全確保は、利用者の安全を担保し、万一の災害などに遭遇したときに被害を最小限にとどめ、円滑に復旧する体制を整えることです。そのため、日常点検や定期点検により、施設の劣化状況の把握に努めます。更に、災害時に避難所などとなる防災機能を有する公共施設もあることから、点検の結果により危険性が認められた施設については、施設の利用状況や優先度を踏まえながら、計画的な維持補修や更新に努めるほか、ユニバーサルデザイン化の推進などにより、機能の維持、安全性の確保を図ります。

また、老朽化により供用廃止された施設や、今後とも利用見込みのない施設については、周辺環境への影響を考慮し、施設の取壊しや除去など、安全性の確保を図ります。

#### <インフラ資産>

点検・診断などの実施方針を踏まえ、「予防保全」を進めながら各インフラ資産の安全性の確保に努めます。

### (4) 耐震化の実施方針

#### <公共施設>

本町の耐震改修が未実施の施設は、棟数では10.9%、延床面積では2.8%です。

耐震改修が未実施の施設については、防災上必要な施設から計画的に耐震化を推進します。

#### <インフラ資産>

インフラ資産は利用者の安全性確保や安定した供給が行われることが極めて重要です。そのため、各施設の特性や緊急性、重要性を踏まえて、点検結果に基づき耐震化を推進します。

## (5) 長寿命化の実施方針

### <公共施設>

定期的な点検・診断に基づく総合的かつ計画的な予防保全型の管理によって、公共施設等の長寿命化を図っていきます。

施設の長寿命化にあたっては、長寿命化を実施することによりライフサイクルコストの縮減を見込むことができる施設を対象とします。

該当する施設は、定期点検や予防保全の結果を踏まえて計画的な改修を実施することにより、劣化の進行を遅らせ、施設の機能低下を長期間にわたって抑えていくことで、維持管理費用の抑制と平準化を目指します。また、これから大規模修繕の時期を迎える施設は、長寿命化を併せて実施することで長期的な維持管理コストの縮減を図ります。

また、大規模改造・長寿命化改修工事を行う際には、段差の解消や設備の更新など、「町民誰もが使いやすい施設」となるよう、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた施設整備に努めるものとします。

### <インフラ資産>

インフラ資産については、今後の財政状況や社会情勢などを踏まえ、予防保全によって、致命的な大きな損傷となる前に健全な状態を維持し、長寿命化を図りながらライフサイクルコストの縮減を図ります。そのため、構造物の状態を客観的に把握・評価し、優先順位を考慮しながら定期的な点検や修繕による適正な維持管理を図ります。

## (6) 複合化・集約化や統廃合の推進方針

### <公共施設>

現在の施設機能を単独で保持し続けるのではなく、集約化、複合化、用途転用及び廃止を行うほか、払下・移管を進めることにより総量コントロールが可能となり、施設の保有総量の縮減につながります。

このことから、総量コントロールを図るため、類似施設や近隣施設の状況、各施設の設置目的、利用実態、施設配置の妥当性などについて評価し、施設ごとの対策の方向性を整理します。

表一施設再編の手法と取り組み内容

適用手法		取り組み内容
維持		<ul style="list-style-type: none"> <li>施設・機能を維持するために、適切な改造・改修・改築工事により長寿命化を図るとともに、耐震性の確保やバリアフリーの実現など、町民にとって有益な施設として保全・活用するものとしします。</li> <li>改造・改修・改築工事の実施にあたっては、需要に対応した適切な施設規模となるように、随時見直しを行うとともに、ユニバーサルデザインの採用などによりバリアフリーに努めるものとしします。</li> <li>また、ネーミングライツの導入や PFI の活用などについても検討を行い、行政負担の軽減に努めるものとしします。</li> </ul>
施設再編	廃止	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設を従来の用途のまま維持していく優先度が著しく低く、改修しても利用の見込みが低い場合は、用途転用の必要性がない施設として廃止します。</li> <li>大規模改造工事・長寿命化改修工事・改築工事は行わず、施設の安全性が確保できなくなるまでに使用を停止します。</li> </ul>
	整理・観察	<ul style="list-style-type: none"> <li>機能確保の必要性が薄れた施設や著しく施設性能が低下した施設については、施設のあり方について廃止を含めて検討して、他の再編手法を採用することとしします。</li> <li>引き続き検討を進め、施設の安全性が害されるまでに方向性を明らかにするものとし、大規模改造工事・長寿命化改修工事・改築工事は行わないものとしします。</li> </ul>
	払下・移管	<ul style="list-style-type: none"> <li>町が管理するよりも、適切な活用方法や管理主体がある施設については、民間への譲渡（売却）や、地域の自治会などへの移譲などが可能な施設の民営化を図ります。</li> </ul>
	複合化・集約化	<ul style="list-style-type: none"> <li>同種の施設があり、利用状況や立地状況を踏まえても単体の施設として運用していくよりも、施設を一つに集約することでより効率的で効果的なサービスの提供が見込まれる場合は、施設の集約化を図ります。</li> <li>単体の施設として運用していくよりも、他の施設と機能を併設することでより効率的で効果的なサービスが見込まれる場合は、施設の複合化を図ります。</li> </ul>

### <インフラ資産>

インフラ資産は、今後の社会・経済情勢の変化や住民ニーズを踏まえながら、財政状況を考慮して、中長期的な視点から施設の維持・管理、統廃合を計画的に行います。

## (7) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

### ①庁内における意識啓発

庁内の横断的な連携により、公共施設等の一元的、一体的な管理を行いつつ、予算編成においても、全体計画を見据えた優先順位付けを行い、ムダやムラのない維持管理を行っていきます。

また、公共施設等のマネジメントを推進していくためには、職員一人ひとりがその意義や必要性を理解して取り組んでいく必要があります。そのため、全職員を対象とした研修会の開催などにより、庁内でのマネジメント意識の共有を図ります。

### ②民間活力の活用体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくうえで、「運営経費の適正化」「住民サービス水準の維持・向上」を両立させていくことが極めて重要です。

今後は、指定管理者制度の導入や事業の民間委託を進めるとともに、民間活用による効果が期待できる施設については、PPP（※1）やPFI（※2）の導入を検討し、民間企業の資金やノウハウを活用して、事業の効率化や行政サービスの充実を図るための体制構築を目指します。

※1 PPP（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とは、公民が連携して公共サービスの提供を行う枠組みのこと

※2 PFI（プライベート・ファイナンス・イニシアティブ）はPPPの代表的な手法の一つであり、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るというもの

### ③住民との情報共有と協働体制の構築

公共施設等のマネジメントを推進していくためには、実際に住民が利用する施設の規模などの縮小や廃止なども視野に入れた検討も伴うことから、受益者である住民の理解が必要不可欠です。

そのため、住民に対し、町が直面する状況を認識いただくとともに、公共施設のあり方を考えていただくため、町の財政状況や公共施設等の保有状況について、ホームページや広報紙などを活用した情報公開に努めます。

また、住民から広く意見を募り、公共施設等の総合的な管理に反映させる仕組みや、住民との協働による公共施設の維持管理のあり方について検討します。



### 3 施設類型毎の管理に関する基本的な方針

#### (1) 公共施設（ハコモノ施設）

##### ①町民文化系施設

町民文化系施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、町民利用の実態や施設の老朽化などを踏まえて検討して、可能な施設については施設の建替え時期に合わせて、施設・機能を集約化することとします。

##### ②社会教育系施設

社会教育系施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、町民利用の実態や施設の老朽化などを踏まえて検討して、可能な施設については施設の建替え時期に合わせて、施設・機能を集約化することとします。

なお、中浜小学校については震災遺構として、別に保全方法を確立するものとします。

##### ③スポーツ・レクリエーション系施設

スポーツ・レクリエーション系施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、施設の複合化を図りながら新たな施設ニーズに対応するとともに、施設の長寿命化を図りながら維持するものとします。

##### ④産業系施設

産業系施設については、震災からの復興の過程で数多くの公共施設が整備されてきており、これらの施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて積極的な払下げや移管などに努めるものとします。

##### ⑤学校教育系施設

学校教育系施設については、「山元町学校施設等長寿命化計画」に基づいて、施設の維持・管理に努めるものとしますが、若年人口の減少傾向を踏まえて、中長期的には学校の統廃合や義務教育学校化による施設の縮減を目指して、あるべき教育環境に対する検討を始めるものとします。

##### ⑥子育て支援施設

子育て支援施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、施設の長寿命化を図りながら維持するものとします。

#### ⑦保健・福祉施設

保健・福祉施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、社会福祉法人などへの払下げ・移管について検討を進めるものとします。

#### ⑧行政系施設

行政系施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、役場庁舎の老朽化した棟の整理を進めるとともに、消防ポンプ置場などについては、長寿命化を図るものとします。

#### ⑩公営住宅

公営住宅については、「山元町公営住宅長寿命化計画」に基づいて、施設の維持・管理・廃止などに努めるものとしますが、中長期的には民間の資本・ノウハウの活用などによる施設コストの縮減を目指すものとします。

#### ⑪公園

公園については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、町民利用の実態や施設の老朽化などを踏まえて検討して、可能な施設については施設の建替え時期に合わせて、施設・機能の廃止を検討することとします。

#### ⑫供給処理施設

供給処理施設については、事業の独立性を確立する観点から、「山元町上下水道事業中期経営計画」に基づいて、利用料収入などの範囲で事業を維持・運営する体制を確立するものとし、必要に応じて民間の資本・ノウハウの導入を検討します。

#### ⑬その他の施設

その他の施設については、「山元町公共施設個別施設計画」に基づいて、防災上の観点からも長寿命化を図りながら維持するものとします。

## (2) インフラ資産

### ①道路

道路については、現在の予算規模の中で、事後における補修・修繕から計画的かつ予防保全型維持管理に転換し、維持管理・更新費用の平準化に努めるものとします。

### ②橋梁

橋梁については、長寿命化や修繕・架け替えなどの費用縮減の基本的な方針を定めた「山元町橋梁長寿命化計画」に基づき、従来の事後的な修繕・架け替えから予防的な修繕及び計画的な架け替えへと転換することを視野に入れ、橋梁の維持管理に係る費用の縮減を推進します。

### ③上水道

上水道については、「山元町上下水道事業中期経営計画」に基づいて、安全で安心な水道水を安定的に供給するため、水道施設などの長寿命化及び耐震化事業を計画的に取り組み、財政状況に合わせた更新需要額の平準化を行い、優先度を考慮して事業の推進を図ります。

### ④下水道

下水道については、「山元町上下水道事業中期経営計画」に基づいて、長寿命化及び改築・更新事業を検討し、財政状況に合わせた更新需要額の平準化を行い、優先度を考慮して事業の推進を図ります。

## 4 計画の推進のための方針

### (1) 全庁的な取り組み体制の構築

本町の公共施設等についてはこれまで、各施設の所管・担当部署別に保有する公共施設の維持管理や情報把握を行うなど、「個別・部分最適化」を中心とした管理を行ってまいりましたが、今後は、コスト面などの必要性から、「全体最適化」の視点による全庁的な取り組み体制を構築します。

そのため、公共施設等の情報について一元的な管理を行う仕組みづくりを進めます。

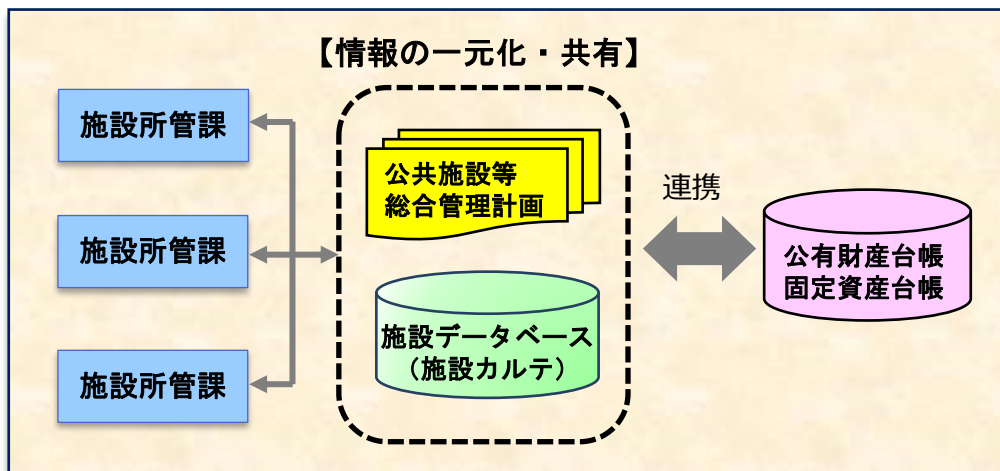
また、公共施設等のマネジメントの推進にあたっては、町財政部門との連携のもと、事業の優先度、長期的なコスト管理などについて検討していきます。

### (2) 情報管理・共有のあり方

公共施設等のマネジメントにあたっては、人件費や修繕費などの維持管理費用、利用状況や費用対効果など、必要な情報を適宜把握し分析する必要があります。そのため、今回把握した各施設の情報を今後も活用するとともに、適宜更新を行いながら、計画的な管理へとつなげていきます。

また、こうした情報の活用策として、施設の利用状況なども踏まえつつ、施設の長寿命化や余剰施設の抽出、施設の再編・再配置に向けた検討などの際に活かしていくとともに、固定資産台帳などとの連携に努め、全庁的、横断的かつ効率的な管理・活用に努めます。

図一 情報の管理・共有のイメージ



## 5 フォローアップの実施方針

本計画を着実に進めていくため、次のPDCAサイクルを実施します。

「PLAN（計画）」では、上位・関連計画を踏まえながら本計画の策定を行います。

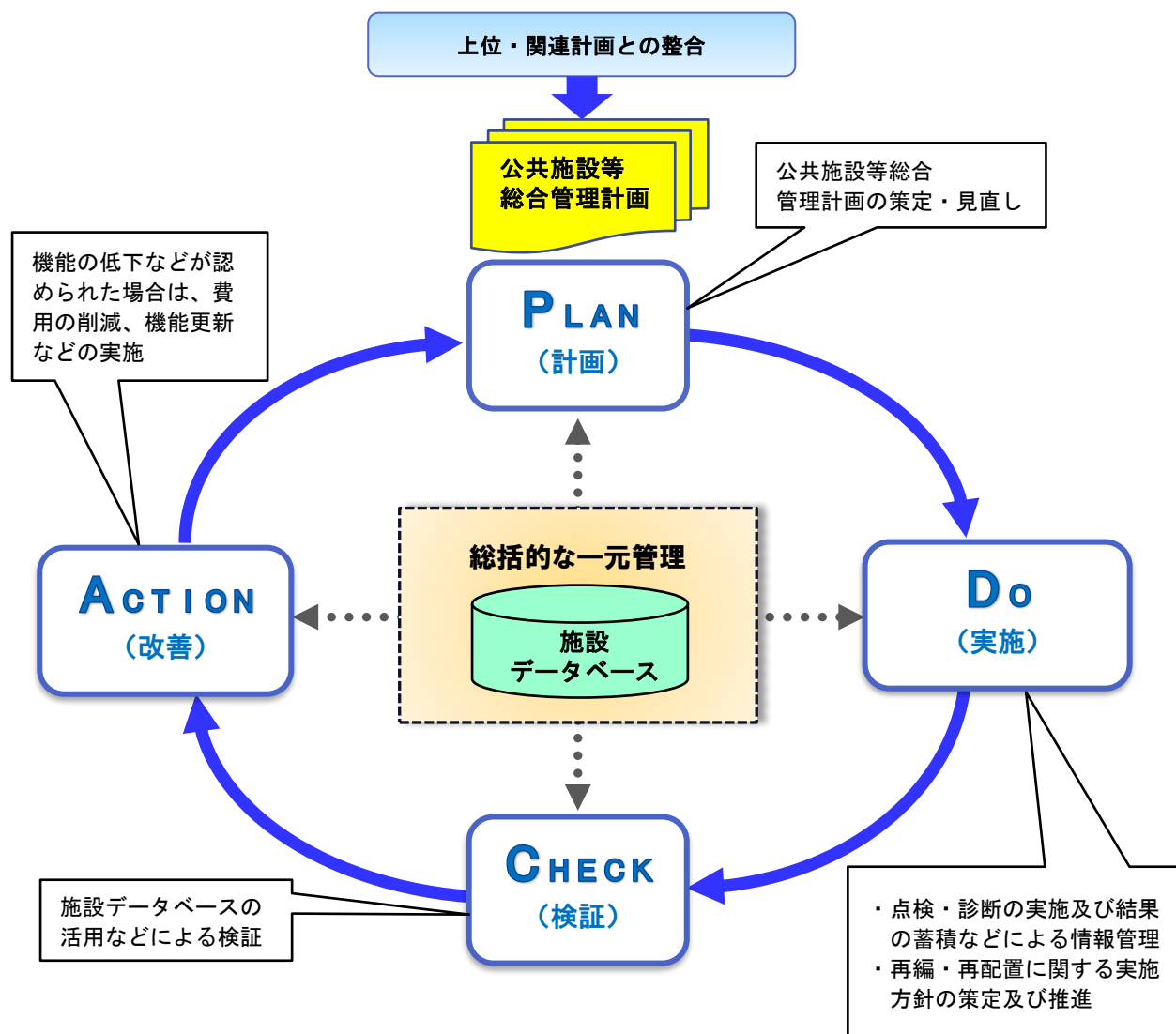
「DO（実施）」では本計画に基づき、点検・診断の実施及び結果の蓄積などによる情報管理や、再編・再配置の実施方針の策定及び推進などによる公共施設等のマネジメントを庁内横断的に実施します。

その後も「CHECK（検証）」として、施設データベースの活用などにより定期的に評価・検証を行います。

「ACTION（改善）」では、評価・検証の結果、機能の低下や利用者の減少などが認められた場合には、結果を踏まえて費用の削減や機能の更新などを実施します。

さらに、必要に応じて「PLAN（計画）」を見直すなど、柔軟かつ効果的に計画を推進します。

図－PDCAサイクルに基づく、計画的・効果的な実施とフォローアップ



山元町公共施設等総合管理計画  
改訂版

令和4年2月  
山元町

〒989-2292

宮城県亶理郡山元町浅生原字作田山32